

文教福祉常任委員会会議録

[令和7年12月定例会]

12月11日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和7年12月11日（木） 会場：第1委員会室

時 間	案 件	所 管 課	ペー ジ
10:00	議 案 第 6 4 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策課 3
	議 案 第 6 5 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	こども政策課 9
	議 案 第 6 6 号	筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	こども政策課 11
	議 案 第 6 7 号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育課 18
	議 案 第 6 8 号	筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定について	文化・スポーツ振興課 20
	議 案 第 6 9 号	筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について	文化・スポーツ振興課 23
	議 案 第 7 5 号	指定管理者の指定について	文化・スポーツ振興課 49
	議 案 第 7 6 号	指定管理者の指定について	文化・スポーツ振興課 51
	議 案 第 8 0 号	令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	高齢者支援課 53
	所管事務 報 告	介護サービス事業者に対する行政処分について	高齢者支援課 56
	所管事務 報 告	筑紫野市福祉情報ナビ（ちくしナビ）について	高齢者支援課 58
	所管事務 調 査	本市医療・介護分野における「とびうめネット」の普及状況と今後の方針	高齢者支援課 59
	所管事務 報 告	いじめ・不登校の現状と課題及びその対策について	学校教育課 63
	所管事務 報 告	日本遺産「西の都」の経過について	文化財課 74
	所管事務 調 査	小中学校における生理用品の設置状況について	教育政策課 77
	所管事務 報 告	重層的支援体制整備事業について	生活福祉課 85
	所管事務 調 査	身体障害者手帳（3障害）の登録（発行）状況について	生活福祉課 92

令和7年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和7年12月11日(木)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	坂口勝彦	副委員長	春口茜
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	白石卓也	委員	古賀新悟
委員	赤司祥一		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(9名)

議員	辻本美恵子	議員	西村和子
議員	山本加奈子	議員	八尋一男
議員	段下季一郎	議員	前田倫宏
議員	楢木孝一	議員	佐々木忠孝
議員	吉村陽一		

○出席説明員(23名)

健康福祉部長	坂田浩章	高齢者支援課長	谷昌義
高齢者支援課長補佐	真鍋美香子	介護保険担当係長	荒尾正
指定指導担当係長	平嶋亮	生活福祉課長	虫明しのぶ
障がい者福祉担当係長	山内徳章	地域福祉担当主事	大野実香
教育部長	濱崎博文	教育政策課長	亀井美和
庶務担当係長	末次勝也	学校教育課長	江中誠
学校教育担当係長	中村淳二	教育指導担当係長	山下勝
文化・スポーツ振興課長	安楽鉄平	文化振興・図書館担当係長	前田大輔
スポーツ企画担当係長	森田健太郎	スポーツ施設担当係長	萩尾浩三
文化財課長	小鹿野亮	保存活用担当係長	川口陽子

こども部長 嘉村千穂

保育担当係長 御手洗 唯

こども政策課長 岡嶋 桐子

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金 達

主査 森 敬

課長 高木 美智子

開会 午前10時00分

○委員長（坂口勝彦君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件をお諮りいたします。

初めに、9名の議員が委員会の傍聴に出席してありますので、先に報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方2名より委員会審査の傍聴の申出があっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、携帯電話等お持ちの方は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案内について、ほか3件を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議案第64号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

嘉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

嘉村部長。

○こども部長（嘉村千穂君） 皆様おはようございます。こども部部長の嘉村と申します。

よろしく願いいたします。

本日、こども部におきましては、議案3件の御説明をいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。こども政策課から職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課課長の岡嶋です。どうぞよろしく願いいたします。

○保育担当係長（御手洗 唯君） こども政策課保育担当係長の御手洗です。よろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

それでは、本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、説明につきましては、提案内容補足説明書の33ページを利用して説明をさせていただきたいと思いますので、御覧いただけますでしょうか。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこと及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、乳幼児に対する健康診査の項目の追加がなされたことに伴い、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正内容は次のとおりです。

一つ目は、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、同条を引用している箇所を変更するものです。

二つ目は、家庭的保育事業等を利用する児童の入所開始時健康診断・定期健康診断について、母子保健法第12条、または13条に規定する健康診査で代替することのできるものとする規定の追加でございます。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今本当に児童虐待がいっぱいあるんですけども、この通報のとかいいんですけども、そもそもなぜ職員が虐待に至るのかという根本を正さんと、これは解消せんと思うんですよね。その辺りはどのように考えておられますか。

○委員長（坂口勝彦君） 岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね、乳幼児、児童それから障がい児、高齢者においても、施設の職員の虐待というのは、やはりその職員の抱えている課題であったり、それから業務の忙しさであったり、チーム内での連携が取れている、取れてない等のことが背景にあるかなど、個人、親からの虐待とは違ってですね、組織的な問題もあるかなど思っております。

そういった意味では、各保育所のほうに、今回こういった改正がなされたことも踏まえて、研修等の重要性を交流会等で、情報交換会等でお話しさせていただいておりますので、そういったところを正していく、もしくは継続して積み重ねていくことかなど思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 虐待だとかそういうことが起こるその背景のようなお話だったと思うんですけど、研修を強めるとそれが解決するのかどうかというね。成り手が少ない、職員が足りない、給料が安い、物価高で生活困難が増えている、いろんなことが重なってというようなことが背景にあるように私は思えてならないんですけども。そうでないと、最近何でこんなに増えるんですかという説明にならないので。所管として、そういう状況については、どういうふうに把握、認識されているか説明していただけますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね、まず一つ、給料が安いというところですが、これはもう国挙げて公定価格の改定等を毎年毎年行われて、今非常に給与面での状態というのはよくなってきているかなというふうに認識しております。

成り手が少ないというところにつきましては、本市の待機児童問題も重ねてはございますので、例えば今いる方が長く続けられるような家賃補助であったり、新しく成り手になっていただけるような、今年初めてやっておりますけれども就労に関する支援金であったり奨学金の返済であったり、そういったところをほかの自治体も取り組んでおりますが、

筑紫野市でも取り組んでいるところです。

幸いにして、今のところ筑紫野市では職員からの虐待というところで事象起きておりませんので、今のところ研修、それからそういった施策のところは生きているのではないかと考えておりますが、そういった事象が起こった際には、今回法でも位置づけられているように、児童福祉審議会等、そういったところに該当するところを設けて話し合っていくべきかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） じゃあ筑紫野市では、職員がみんな充足しているというか、足りているというふうに思っているんですか。いろんなところがあると思いますが、なかなか成り手がいないというふうに……、こういうところだけじゃなくて、いろいろあるので聞いているんですね。じゃあそこを解決していくか、あるいは一緒に向かい合っていくような姿勢がないとどうかなというふうに思っているので、重ねて聞いておきますので、そういう状況について、先ほどのお話だと国がやっているので大体充足している、あるいは処遇改善は進んでいますというふうに聞こえているんですけども、大丈夫でしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 上村議員御指摘のとおり、うちが今待機児童が出ている要因の一つに、保育士の人材確保不足というところがございますので、今保育士が充足しているかというところではないと考えております。そのために、今様々な保育士人材の確保の施策というのを拡充しているところでございます。その施策を拡充するに当たっても、保育所の園長先生たちと相談をしながら協議を進めているところですので、そういったところには寄り添って今後もいききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかがございせんか。

○委員（上村和男君） 答えてもらえてないので。

○委員長（坂口勝彦君） じゃあもう一回。

○委員（上村和男君） こういうことの背景になっていることは、筑紫野市では解決しているということですか。解決しないまま課題で残っていますということなんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 完全に解決しているとは思っておりません。なので、

毎年何らかの施策というのを講じているところでございます。なので、今継続して課題解決中というふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

高原委員。

○委員（高原良視君） いろいろ今これの条例の分については、子どもたちを守るというか、そういう条例でしょう、これ。それと今議論されているのは、そういうふうな虐待とかあった人が、じゃあその背景はどうなのかという部分の議論をここでするんですかね。ちょっと何か条例の趣旨とまた違う部分じゃないかなというふうに思うんですが、私は…。子どもたちを守る分やろ。これ、この条例はね。その背景の分は別次元の中で議論せんかね、何もかんもしてたら、じゃあこれをするためには全ての部分を抱えているみんなが、市民、国民、みんなが抱えているいろんな問題から合わせてくるとね、何もできなくなるんじゃないかなというふうに私は思います。

○委員長（坂口勝彦君） 意見ですね。

上村委員。

○委員（上村和男君） じゃあ、そもそものところからお尋ねしますから。この条例改正は何のためにやられるんですか。どういうことが背景にあって国が提出してきているんですか。あるいは何を求められているんですか。あなたたちは、その点どう認識しているのかね。私たちが今2人ぐらい、3人ぐらい質疑をしましたが、そういうこととは無縁ですか、この改正は。高原議員も言われるように、子どもを守るということが趣旨になっているとすれば、それが十分でない状況があるので、あなた方も所管として悩み、苦しめるかどうかは別ですけどね、どうしたもんかなというふうにしながら、施策、いろいろ議論をしているところじゃないんですか。

私は、そういう意味で、ちゃんと今解決してる、してないということとは別に、課題としながら取り組んでいくようにしていますというぐらい言っていたかないと、これ条例の改正をしたから解決するとは限らないというような条例案ですよというふうになっちゃうと、何のための条例改正ですかというふうになるので、そもそものところをきちっとさせていただくならしていただいて、それはまだ課題になっていますので取り組んでいる最中だと、先ほどのお話はそういうことかなと思って理解すべきだなと思ってたんですけど、議論すべきでないという意見がありましたので、私はそれはちゃんとしておかないと、

条例改正は何のためのものかが議論されないまま、ここで終わってしまうというのはいかがなものかと思っております。これは私の意見でもあり、執行部に対する質疑ですから、お答えください。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） お二方、高原議員、それから上村議員言われたとおり、今回の改正につきましては、皆様もよく御存じのとおり、学校現場でも保育施設等でも様々な場面で性的な虐待であるとか、もしくは児童虐待があっているところを鑑みての国の改正だというふうに思っております。

なので、今回お二方とも言われたように、子どもを守るためのものであり、そのための仕組み、今まで例えばこの後というか、改正の内容にはですね、じゃあその守るためにどういった仕組みが設けられるか、見つけた人の通報はどこにすればいいのか、この事業についてはどこが責任を持って事実確認をして、審議をして、それから公表するのもしないのか、そういったところの手順が今回新たに決められたところが非常に大きいかなというふうに思っております。

なので、先ほど回答させていただきましたように、その一つの原因として、組織的に例えば人材が不足しているとか、うまく研修がなされていないとか、相互理解が進んでいないところで子どもへの虐待が起こるところもございますので、そういったところを今様々な施策、それから周知によって改善していこうとしているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員、それでよろしいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第64号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第64号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部から説明をよろしく申し上げます。

岡嶋課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、こちらにつきましても、提案内容補足説明書の37ページを活用して説明をさせていただきます。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法に保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容は次のとおりです。

一つ目は、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたため、同条を引用している箇所を改正するものです。

二つ目は、幼保連携型認定こども園及び幼稚園について、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号に掲げる行為を当該施設入園児に対して行ってはならない行為として追加したものです。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上、説明を終わります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） すみません、さっきのところで言おうかちょっと迷ったんですけど、例えば通報ができるようになりましたって、恐らく児童相談所に通報することになるんだろうなと思っているんですけど、そうなった場合、誤通報だった場合、誰に責任が行くのか、あと警察の介入とかがあったりするのかというのをちょっと詳しく教えていただいてもいいですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 今回の通報先というのは、所管行政庁という形になります。児童相談所はまず個人への、親御さんとかほかの方が子どもに対して虐待を行ったときの通報先ではありますが、保育所等の職員が行った場合につきましては、その事業に応じて市もしくは県であったりの所管行政庁に通報するということになっております。

す。

ただ、やはり最終的に事実確認をするところが県であったとしても、保育所等であれば通常顔を合わせている市にまず通報されるということがございますので、そういったときは直ちに、市が受けたとしても県に報告をして、場合によっては一緒に動くということがされるところでございます。

誤通報に関しましては、もともと虐待通報に関しましては、疑いの状態でも直ちに通報するように定められておりますので、そういったことも発生するかと思いますが、そういった場合においても、まず事実確認をして、誤通報であれば、それは虐待の事実が認められませんでしたというところで話を進めていくものというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 例えば、筑紫野市だったらどこが事実確認をされるんですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 事業によって異なります。こども政策課のこともあれば、例えば児童育成支援、今後できるであろう……、すみません、失礼しました、こども政策課のほかに例えばこども家庭課であったり、放課後児童クラブであれば学校教育課であったり、そういったところがまず第一報を受けることになっておりますが、対応については、例えば認可保育所であれば県が所管行政庁になりますので、市を経由して県のほうに対応、もしくは通報することになります。すみません、事業ごとによって変わってきます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。副委員長。

○副委員長（春口 茜君） その所管課ごとに心理士さんとかっていらっしゃるんですかね。こども政策課はいるっていうふうに伺っているんですけど。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 今心理士がいるのはこども家庭課の発達相談のほうにございますけれども、正規職員のほうで対応することになるかと思っておりますので、そこそこに正規職員で心理士というのは今いない状態ではございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第65号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第65号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明をお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すみません、では、こちらにつきましては、提案内容補足説明書の39ページにもございますが、こちらにつきましては、追加資料でSide Bookに上げております乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてを使って説明をさせていただきたいと思っております。

今回の条例制定は、国によって新たに創設された給付制度である乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の開始に伴うものでございますので、事業そのものについても併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1、事業の概要でございます。本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するために創設されたもので、令和8年4月から全国で始まる給付制度でございます。

以下は、国が示している内容でございますが、本市としましても同様の内容で実施を予定しております。

まず、対象児童ですが、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない生後6か月から2歳（3歳の誕生日の前々日）までの子どもでございます。

利用可能時間は、子ども1人につき月10時間まで。

利用料は、1時間当たり300円程度とされています。

その他、市民が利用する際の手順としましては、住民票がある自治体への利用認定申請、

利用予定施設での親子面談、そして利用予約、最後に施設利用となる予定でございます。

次に、2、条例の趣旨等でございます。先ほど御説明した事業の実施に当たりましては、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法第34条16第1項において、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、かつその条例は内閣府令で定める基準「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に従い定め、またはそれを参酌するものとされております。そのため、本条例は乳児等通園支援事業を実施するに当たり、設備及び運営に関する最低基準を定めるものとして制定するものです。

次に、3、今後のスケジュールでございます。本条例の制定後は、本条例の基準に基づき、認可に関する規則……、すみません、失礼いたしました。表に移ります。

まず、1月中旬、市ホームページに情報を掲載。次に、実施予定施設から認可・確認申請の受付をする予定でございます。

1月下旬につきましては、2月号広報を使いまして、記事を掲載したいと考えております。それと併せて利用希望者の認定の申請受付を開始いたします。

2月下旬になりましたら、利用希望申請に係る書類審査。それから総合支援システムへの利用者情報の登録。利用認定通知書の交付を行います。

3月上旬につきましては、各利用施設において利用希望者との事前面談の実施。利用者利用希望日時の予約受付開始。

4月上旬になりましたら、利用者の利用開始が始められるように準備をしていきたいというふうに思っております。

以上、説明を終わります。御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） これは、国の試行が昨年からあっているというふうに聞いているんですけども、それが終わったのかどうか分からないんですけども、その状況がどうなのかというのがまず知りたいんですけども。

それから、幾つか危惧するところがありますのでお尋ねいたします。

まず、この実施場所は保育所とか認定こども園、そのほかにも駅周辺などの利便性の高い場所とかにも設置できるというふうに聞いております。その際、企業の参入もあり得る

ということをお聞きしておるんですけれども、企業がこれを行った場合、やっぱり営利が目的となってしまうので、これはサービスの低下につながるのではないかとこのように考えます。

それから、これは市町村だから筑紫野市が事業所を認可するというふうになっていると思うんですけれども、その基準はどういうふうに定めておられるのかということです。

もう一つ、今本当に保育士不足ですよ。そういう中で、通所といいますか、通常いる子どもたちに加えて新たに一時保育を預かるということになった場合、保育士自身も過重労働になるんじゃないかということと、子どもたち自身もかなり影響があるんじゃないかというふうに考えますけれども、その辺りはどのように考えておられるのかというのをお聞かせください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 令和5年から始まっている試行の状況についてですが、随時国から下ろされてきている状況でございます。様々意見がございます。例えば今古賀議員が言われたように、こども誰でも通園制度につきましては、一般型と余裕活用型がありますので、余裕活用型である場合、どうしてもそこにまた新しい子が入ってくるということで、なかなかクラスの状態が騒がしくなってしまう、慣れない子が入ってくることでなかなか落ち着かない状態になってしまうとか、料金の問題であるとか、様々国のほうでの会議を通じて、改正というか要望が出されているところというふうに認識しております。

ただ、福岡県内でもそんなに多くの市町村が取り組んでいるわけではありませんので、手探りながら本市でもそれも参考にしながらやっていきたいなと思っているところでございます。

2点目について、場所とそれから企業の参入もあり得るということでしたが、今のところ、うちのほうにはそういった申出がございませんので、今の時点はちょっと何とも言えないところはございますけれども、申出があった場合につきましては、今古賀議員が心配されているような、サービスのちゃんと確保ができるのかとかいうところは基準を参考にしながら協議させていただきたいなというところでございます、審査させていただきたいなというところでございます。

あと、すみません、認可の基準については、今回の条例とそれからその後規則、要綱等を順次定めていく予定になっておりますので、それに沿ってさせていただきたいと思っております。

最後に、保育士不足ですが、今筑紫野市で予定している形というのは一般型のほうを予定しております。なので、今余裕活用型で保育士さんがいるところに新たに子どもが入ってくるというよりは、一般型というところで新たに人数枠を設けて、そこに保育士もきちんと雇用するという形でされる予定としておりますので、今のところ、その保育士がきちんとつかまれば、保育士不足で過重が発生するということはないというふうに見ております。

ただ、余裕活用型でしたいというところが認可保育所でとか、ほかの保育所でございましたら、そこは保育所とその辺りのところの懸念点を十分話し合いながら進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 前の通報のところとも関係するんですけど、何かあったときはどこに言うのってちゅうね。やっぱり保育園だったら県ですねとか、あるいは私のところでも構いませんからちゅうね。そういう体制をどう整えていくかというのは、やっぱり課題なのかなというふうに思っています。ここで言うのが適切かどうか分かりませんが、どっかで議論になると思いますが。子ども館をつくったりすると、そこがセンターになって、岡嶋課長はそこにいて、いろんなことができる人たちとの連携などがつくられると、これを利用する、あるいはこの中で何とかしたいと思っている保護者や子どもたちにしてみると、使い勝手がいいというか、すっと話が通りやすいような話になるのかなと思っています。そういうような以降のこの体制ですね、縦割り、横割りの弊害も含めて、あなた方所管するところはいろいろあると思いますので、これをやる上で一番なのは体制が整うんですかというのを心配しています。何かさっきの話だと、人員を各保育所、そのための保育士を増やしてということのようですから、大丈夫ですかという、何か答えていただければ。大丈夫ですって言えば終わりですから。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね、一般型の場合、国の基準で、例えば子どもを何人預かったら保育士何人置かなければいけないというところで、認可保育所等と同様に人数の規定がございますので、そういったところでは大丈夫ですと言えるかと思いません。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございませんか。

白石委員。

○委員（白石卓也君） 上村委員とも若干関連するのかもしれませんが、先ほどの説明では既存の保育所なりを利用するというのが前提になると、新しい保育所が参入してくるのは今のところ考えてないようなお話がありました。その中で、来年の春から新しい制度が始まるということで、待機児童もゼロじゃない状況で、この制度が回って……、まあ、ニーズが取りあえずは分かりませんが、何か算数的に言うと、そんなのできるのという話が出てくるんだろうと思うんですけど、その辺りどういうふうに考えておられますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 白石議員が言われたように、初年度ということもありまして、それと試行でされているところの利用割合、ニーズの状態も見まして、いろいろ参考にさせていただいているんですけど、非常に差がありましてそのニーズ量が見込みにくいというところはございます。

こども計画の代用計画において、市が想定しているニーズ量というのを定めなければいけませんので、一応筑紫野市ではほかの自治体を参考にしながら、対象児童の2割程度、20%で今見込んで、その体制の配備というのを今試みているところでございます。さらに、その20%のうち、それが100%来るのか、100以上来るのか、さらに低くてその20%ぐらいしか来ないのかというのがやっぱり走り出してみないと分からないというところもあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、まずきちんと保育士を確保して、その枠を設けてからと思って一般型ということをしておりますので、初年度走りながら、ニーズの状態も見ながら、またその先増やしていくのか、現状維持でいくのかというのは考えたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） やっぱりせっかく新しい制度ができて、何かもうほとんど利用はできないよみたいな話が一番悲しいというか、残念というか。せっかく新しい制度ができるんで、これに合わせてやっぱりきっちり整備をしていかないと、ただでさえ正規で通所というか通園ができない状況が起こりつつある中で、起こりつつというか起こっている中

で、誰でも行けるよというこのタイトルが政府の考えですよ、国の考え。筑紫野市ではちょっと駄目なんですよというのが一番よくないと思うんですよ。だから、そこに合わせて、いろいろ御苦労もあるとは思いますが、人材の確保って言ったら、もう変な話やっぱり時間かかりますよね。だからそういう中で、どういうふうに対応していったらいいのかというのをやっぱりしっかりやっていただきたいなというふうに思います。それがやっぱり市民の願いだと思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 意見でよろしいですか。

いいですか。副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 子ども1人につき月10時間までというふうにあるんですけど、この場合20%を想定しているということだったんですが、保育士の雇用形態というのとはどんなふうになるんでしょうか。今の段階でどんなふうを考えているか教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 公立保育所につきましては、会計年度任用職員というふうに考えておりますが、私立もしくは参入される保育施設に関しては、その意向に任せたいというふうに思っております。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。様々皆さんの意見がございましたけど、これ新しい取組で、子どもと保護者を支援につなぐ仕組みとして機能するために、今後筑紫野市としてもきちっと整理をしていただいて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

じゃあ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第66号について、討論される方はございませんか。

まずは、反対討論がある方は挙手を願います。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） すみません、ちょっと危惧が解消されないの、反対をしときたいと思います。

まず、国の制度の詳細は昨年度から始まった、先ほども言いましたけども、試行的事業の状況を踏まえて検討するというにされておられるようです。しかし、このつくろう

としている制度が国が理念に掲げるようなものではないというふうに私は考えております。子どもの安全が保てるのかが強く危惧されるからです。

日本の保育士の配置基準は、諸外国と比べて非常に低いです。保育士1人が見る子どもの数が多過ぎるのが現状です。そこに新たな子どもが短時間日替わりで来るとなれば、現場の負担はさらに増えます。アレルギーや発達状況など、必要な情報が把握されず、命に関わる事故が起きかねないという危惧もあります。

慣れない環境に置かれる子どものストレスが懸念されます。政府の検討会でも、「子どもを理解するには一定の時間がかかる。今通っている子どもたちの保育に支障があってはならない」と指摘をされています。全ての子どもの育ちを応援するには、この法案のやり方では駄目だと思っております。保育士の配置基準を抜本的に改善をして、専用の保育室を確保するとか、例えばですけども、親の就労にかかわらず公が責任を持つ保育施設に入れる体制をつくるべきだと考え、この法案には賛成をしかねます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 一旦休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、賛成討論のある方は挙手を願います。

上村委員。

○委員（上村和男君） いろいろと質疑もね、行ってきましたのが、実行するに当たってはいろんな課題を抱えている。だけど、これを既に利用している人を私は知っているんですけども、助かったというふうに言う人もいます。ですから、これがもっともっと子育て中の人たちに役に立つように、課題を解決しながらやっていくというね、岡嶋課長がそういうふうに一言で言えばお話しされたと思うので、そういう答弁がありましたので、そういうことに期待を込めて賛成をさせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） あとは賛成の方は。（「反対討論をまた聞かな」と呼ぶ者あり）

じゃあ、次に反対討論の方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） では、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第66号、筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（坂口勝彦君） 賛成多数であります。本件は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。所管入替えのため休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

濱崎部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 皆さんおはようございます。教育部長の濱崎でございます。

本日、教育部につきましては、議案が5件、所管事務報告・調査が3件ですね、終日にわたり御審議いただくこととしております。どうぞよろしく願いいたします。

まず、学校教育課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） 皆さんおはようございます。学校教育課長の江中でございます。よろしく願いいたします。

○学校教育担当係長（中村淳二君） おはようございます。学校教育担当で係長をいたします中村と申します。今日はよろしく願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしく願いします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、本件について執行部から説明をお願いいたします。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、議案第67号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、

御説明いたします。

議案書は51ページになりますが、提案内容補足説明書で説明させていただきます。提案内容説明書の41ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

児童福祉法の一部を改正する法律によりまして児童福祉法が改正されたことに伴いまして、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の中で、児童福祉法を引用している条文があることから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表で説明いたします。

この中で、下線部のところに法というところがありますが、法と記載があるのが児童福祉法のことですが、この児童福祉法の改正で第33条の10というところに新たに第2項と第3項というのが追加されましたので、これまで「法第33条の10」だったものが「法第33条の10第1項」になりましたので、その部分の文言の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日としております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） これで何かが変わるか、変わらないのかね、それだけは説明してください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちらの条例につきましては、条文が変わったことでの文言の修正になりますので、変わってはおりません。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第67号について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第67号、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

所管入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号、筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定についての件を議題いたします。

出席職員が替わりましたので、紹介をお願いします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 替わりまして、文化・スポーツ振興課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） おはようございます。文化・スポーツ振興課の安樂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） おはようございます。文化振興・図書館担当係長の前田です。よろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長（萩尾浩三君） おはようございます。同じく文化・スポーツ振興課スポーツ施設担当の係長をさせていただきます。萩尾でございます。よろしくお願いいたします。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） 同じくスポーツ企画担当係長森田でございます。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 本件について、執行部から説明をお願いいたします。

安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 議案第68号、筑紫野市体育奨励基金条例を廃

止する条例の制定について、提案内容の説明をさせていただきます。

議案書は53ページ、54ページ、提案内容補足説明書は43ページとなります。提案内容補足説明書にて説明させていただきます。提案内容補足説明書43ページを御覧ください。よろしいですかね。

筑紫野市体育奨励基金条例は、体育の振興を図り健康なまちづくりに寄与することを目的に、寄附金を原資として昭和53年に制定したところでございます。本条例で設置される基金と併せ一般会計を財源とし、全国大会に出場するスポーツ団体等に対し、それに要する経費の一部を体育奨励助成金として交付していますが、本年度をもって当該基金残高がなくなる見込みであることから、本条例を廃止するものです。

なお、今後の体育奨励助成金の財源につきましては、一般会計ですね、こちらより対応するものとしております。

以上、御可決していただけるよう審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 本来この基金がつくられた目的のようなことが書いてあるんですが、その実態がどうなってきたのか、何でその基金が底をついてしまったのか、その理由を説明してくれますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） この寄附金に関しまして、少しお話をさせていただきたいと思います。この寄附金は、昭和52年に本市にあります九州産業高校、こちらが甲子園に出場した際の寄附金の余剰金をスポーツのために役立ててほしいというところで本市に寄附があったところでございます。

その後、これを原資にしまして、先ほど説明させていただきました体育奨励助成金、こちらのほうに充当しておりました。それが近年、金額が下がっていきまして、それが直近でいきますと、その基金と一般財源、こちらのほうも合わせて現在支出している状況でありました、ここ四、五年ですね。それがなくなったというところで、今回廃止の条例を上げているところでございます。この基金に関しましては、一定目的を達成したというところで考えているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） この奨励金の部分でいろいろお支払い、今度は一般会計でということですが、いろんな大会、筑紫野市いろいろスポーツが盛んになって、本当にいろんな全国大会、世界大会とかどんどん行けるようになってきた。そういう部分で満足が皆さんいってるんですかね。地域の中でね、いろいろ団体も非常に苦勞してあるという実情があるというふうに聞いておりますが、そういう部分はいかがでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、この体育奨励助成金、対象に関しましては全国大会以上というところで一旦線を引いているところでございます。こちらに関しては、様々御意見はあるとは思いますが、他市町村比べますと、またそれも様々でありまして、それを比較しますと筑紫野市に関しては、他市に比べて多く出しているほうということがありますので、そこら辺に関しては、一定スポーツの振興に寄与していると、そういったところは感じているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 特に大人の場合はね、自己の余裕がありましようし、小学生であったり中学生であったりね、高校生であったり、非常にまだ働いてない、お金もない、じゃあ誰が出すって親が出さないかんごとなるでしょう。そういう部分で、やはり今言われますが、他市町村とどうのこうのじゃなくて、筑紫野市としてやっぱり子どもたちをそういうふうな形の中で奨励していくという意味合いで、やはり大きく今後は増額でもして、子どもたちの面倒見ますよと、どんどんスポーツの振興をしていきますというような返事があればなおいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） その点に関しまして、今2万円としています。現時点では、増額するという考え、予定はございませんけども、出場した方が予算の上限によって、それが支払えないと、そういうことはないように努めていきたいと考えております。

○委員長（坂口勝彦君） よろしいですか。（「いかん」と呼ぶ者あり）いかんですか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 2万円ですとどこまで行くと。宿泊となると幾らかかりよるね、今。逆に言うたら、東京でもね、行くのに幾らかかっていますか。あなたたち出張するときってね、1泊か2泊かしていくでしょう、7万も8万もかかりよりやせんですか。2万円であ

と誰が出すと。親ですか。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 今高原委員仰せのとおり、2万円の高い安いというところは、やっぱり様々御意見あろうかと思えます。また、一方で昨今の物価高騰によって、この2万円というのを制定したときと今はどうなのかというような議論もあろうかと思えます。このまま2万円のまま変更しないというつもりではございません。しっかりその辺りも踏まえながら、増額できる部分については、そのような検討ができればと考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですかね。ほかにもございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 先ほどいろいろな質疑があって、この基金が十分に機能できたかどうかという、少し振り返るところがあると思いますが、そういう実情を踏まえて、濱崎部長から単価も上がっているし、いろいろ検討はさせていただきますというお話がありましたので、3月の当初予算の審査の中で、きっとそれらが反映されたものが提案されてくるものと思っておりますので、そのときにまた大いに皆さんと一緒に議論できればいいなというふうに思っておりますので、意見とさせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第68号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第68号、筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 議案第69号、筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について、提案内容の説明をさせていただきます。

議案書は55ページから57ページ、提案内容補足内容説明書は45ページとなります。まず、提案内容補足説明書にて説明させていただきます。提案内容補足説明書45ページを御覧ください。

学校体育施設については、学校教育法、社会教育法及びスポーツ基本法に基づき、学校教育に支障がない範囲で公共のために供することが求められており、本市においても多くの社会体育団体等に開放しているところです。現在、本市における当該施設使用料については有料と無料の施設があること、また社会体育施設については有料であることなど、統一性がないことから、利用する団体等の公平性が保たれていない状況です。

また、これらの状況に加え、近隣自治体の学校体育施設は有料であることを踏まえ、本市の外部評価委員会において、当該施設使用料の徴収についての提言を受けているところでございます。

これらの理由により、学校体育施設の使用料を徴収するに当たり、統一的な使用料を定めることを目的に本条例を制定するものです。

なお、筑紫野市立筑紫野中学校及び筑山中学校運動場使用料条例は、本条例に統一することから廃止するものとします。

この件につきましては、別紙資料を用意していますので、より詳しく説明させていただきますと思います。

別添資料2ページのほうを御覧ください。

初めに、1、学校体育施設の有料化を行う背景についてとなります。

①昨年度策定した筑紫野市スポーツ推進計画において、受益者負担の観点から施設使用料を徴収し、スポーツ施設の利便性につながる整備を検討しているとしていること。

②社会体育団体等が施設を利用する際にも電気代をはじめとした光熱水費が発生しているが、その費用については学校管理費で支出している状況であり、受益者負担の観点から課題があること。

この件につきましては、学校体育施設は、皆さん御存じだと思いますけども、教育施設があります。その教育施設を社会体育団体が無料で使用していること、ひいては社会体育団体が使う電気代などが教育費で賄われているところがありますので、ここはやはり受益者

負担の原則から一定の利益を受ける者が負担することが適切ではないかという観点で課題があると考えております。

続きまして、資料の③に戻ります。学校体育施設を利用している団体は無料であるが、指定管理施設を利用している類似団体は有料であり、公平性が保たれていない。

この件につきましては、例えばソフトバレーボールチーム、バスケットボールチームが社会体育施設であります農業者トレーニングセンター、こちらを利用する場合には有料でございます。一方で、同じ種目、また同様な構成団体が学校体育施設である小学校、中学校の体育館を利用する場合は無料でございます。このような点については、類似団体にもかかわらず一方が有料、また一方が無料であるということは公平性が保たれていない状況にあると考えております。このようなことから、団体等からそのような声が耳に入っているところでございます。

また、同じ学校体育施設に限っても、例えば筑紫野中学校、こちらは有料化をしています。夜間サッカーを例えばするとします。これは先ほど話しましたけども、当然条例がございますので、電気代など使用料を頂いていると。ただ一方で、同じ学校で同じ時間帯に体育館のほうでバスケットボールが電気をつけて活動している。こちらは無料である。この状況は公平性が保たれていない状況であるというふうに考えております。

続きまして、資料の④に戻ります。学校体育施設の使用状況については、使用料が無料であることから、過大な予約の傾向も見られることにより、施設を利用できない団体から不満の声がある。

この件につきましては、例えば土曜日、日曜日に小学校のグラウンドに行ったときに、ソフトボールチームなどの予約が入っているにもかかわらず誰も使っていない状況がある。これはそのチームが練習試合、それから遠征とか大会等でほかの場所に行っていると、こういったことがあります。本来であれば、事前にキャンセルをしていただくことによりまして、より多くの団体に有効に利用していただける、このような機会が失われていると。こういうことから、多くの団体から「使いたいけど、使えないんだよね。予約が入っているのよ」というところで、声をよく耳にするところもございます。

続きまして、資料の⑤に戻ります。近隣自治体の中で本市のみが無料である。こちらについては、次のページでまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、⑥令和5年度筑紫野市外部評価委員会において、小中学校体育施設使用料

を有料化することについて提言がなされている。

この提言内容につきましては、社会体育団体が学校体育施設の使用に関しても一定の人員費、こちらが発生していると。そういった中でも、ほかの事業との整合性、公平性が保たれていないことから、有料化について検討するという、さらに徴収した金額につきましては、それを原資にスポーツ施設の満足度向上のために施設の改修、修繕を促進するという提言内容になっております。

次に、2にいきます。学校体育施設の有料化を行う施設については、表のとおりとなっております。小中学校の体育館、それからグラウンド、中学校の武道場が対象となります。

次に、利用団体、利用人数についてとなります。令和6年度実績につきましては、利用団体は147団体、利用人数は3,370人となっております。

次の3ページを御覧ください。

4、使用料、本市の使用料及び筑紫地区ほか4市の使用料についてとなります。本市の使用料としまして、赤で囲った箇所となります。体育館が使用料550円、照明料が220円、グラウンドが使用料550円、照明料が2,200円、武道場が使用料330円、照明料が110円となっております。金額につきましては、1時間当たりの税込みの金額となっております。

なお、主に市外住民を中心に構成された団体につきましては、市外料金として上記金額の2倍の料金としております。また、コミュニティーなどの地域の行事で使用される場合や障がい者団体が利用する場合は全額免除としているところでございます。

次に、5、学校体育施設使用の有料化に伴う歳入についてとなります。学校体育施設使用料の徴収による歳入は、当該施設整備費などに充てることにより、利用者に還元することとしております。

先ほど、こちらに関しては外部評価委員会からも提言がありましたとおり、使用料の徴収による歳入につきましては、利用者の満足度向上につながるように、施設の整備や改善、あるいは備品の充実など、利用者の皆様に還元する原資としまして、利用者に施設がよくなったと感じていただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上、筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について説明させていただきました。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） ちょっと私、頭だけ出してもらって、あとはまた項目ごと、後のほうでしたいと思いますが、まず部長にお聞きします。使用料、手数料の今度の見直しの部分、これは今までうちの分においては、市が特に財政的に厳しいとか、そういうときに使用料、手数料関係の見直しがありますね。それと同時に、じゃあ今度のこの見直しの分、使用料の分の見直しについて、市全体で取り組んでいるのか、教育部だけで取り組んでいるのか、そこをまず1点お聞きします。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 本手数料条例の見直しに関しまして、当然教育委員会のほうで審議をした後、教育委員会にも諮り、当然市長、副市長の決裁をいただいておりますので、そういう意味ではしっかりと市全体の意思統一が図られた上での提案であることをございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 教育部であるということやったら、部長とすれば教育部全般的な総括の事務方の責任者ですよ。じゃあ、ほかの部署についても使用料関係の見直しの指示をされましたか。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 今回は、先ほど課長の説明と重複する部分がありますが、あくまで利用団体についての様々な状況を勘案しての提案でございますので、ほかの部課の使用料、手数料について、私のほうから主体的に言うようなことは当然ございません。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私はほかの部のことを言っているんじゃないよ。教育部の中で、あなたはこの案件が今いろいろ説明された、後から私ずっと1項目ずつ出しますけど、内部評価、外部評価、それから今度の答申の分、あったからこれをします、じゃあ事務方の責任者として、教育部全体的なその分について手をつけられましたかって聞いているだけです。だから、使用料とかね、そういうあなたの、課が幾つかあるでしょうが、教育部の中に、その分について、そういう使用料関係の分とかそういうもの見直しも含めて指示をされましたか、それともこれは抜き打ち的に、この件があったからしたということですかね。その確認だけです。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 高原議員が言われたことに関しましてでございますが、先ほどの説明とも何度も重複して申し訳ございませんけども、あくまでやはりきっかけは使用者からの不公平感という声が耳に入っていたこと、あわせてやはり外部評価委員会からの御指摘、これについては一定程度尊重して、やはり検討を加えていかなければなりませんので、それがきっかけということを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

○委員（高原良視君） 後でまた聞きます。

○委員長（坂口勝彦君） はい。赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 私も学生時代から、大人になってからも福岡市内とか5市のいろんな体育館を使わせてもらってサークル活動とかしてきたもので、聞きたいことがたくさんございます。まず、ちょっと4点お伺いします。

3番のところに利用団体、利用人数の実績があると思うんですけど、これ人数だけでも結構なんですけど、体育館とグラウンドと武道場、それぞれで何名かというのがもし分かれば教えていただきたいというのが一つと。

2点目が、今回、グラウンドとか一部の学校で取っていた分はあると思うんですけど、全体から取るとなったときに、手続だったりその徴収方法、利用者の手続の流れからどのタイミングでどうやってお金を払うのかって徴収方法について伺いたいというのが2点目です。

3点目なんですけど、今回冷暖房使用料のところはなしという形になっておりますが、多分数年以内に全小中学校に冷暖房が完備されると思います、体育館にですね。そうなった後に、将来的には冷暖房費を取っていく計画なのかどうか、ここをお伺いしたいのが3点目です。

4点目です。この金額、市外の方がいる場合はこの2倍という記載ありますが、逆に市内の方で例えば小中学生だけの使用、大人がいなくて小中学生だけの使用の場合でも変わらず550円とか220円というこの料金になるのかどうかというのが4点目。

お伺いさせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） スポーツ企画の森田でございます。今いただ

きました4点の件について、お話をさせていただきたいと思います。

すみません、人数につきましての質問なんですけれども、これにつきましては、全体の人数について把握はしているんですが、それぞれの人数までについては把握はできておりませんので、今の時点ではお答えができないと思っております。

続きまして、徴収方法についてでございます。徴収方法につきましては、現在の体育館の利用の仕方というのが、一つが定期利用という形で通常の練習をずっと使っていく1年間定期的に使うというやり方が一つ、それともう一つが例えば子ども会の集まりとか、その団体が練習試合をほかの場所でしますよというときに使うやり方をスポット的な利用ということでスポット予約という形で、定期予約とスポット予約という形を今我々はやっているところでございます。

現段階では、まだ条例の内容についてしっかりと御審議いただいている途中でございますので、必ずしもその徴収方法が通るとは思っておりませんが、一応定期利用の方につきましては、使った分をお支払いいただきたいという後払い、スポット利用の方につきましては、もう既に試合とかを組んでいるということがございますので、先にお支払いいただくということを今想定しているところでございます。

続きまして、冷暖房費でございます。冷暖房費につきましては、今の体育館の使用料条例の趣旨にもありますとおり、受益者負担の観点でございますので、電気代と同様、使っていただいたらお支払いいただけたらというふうに考えているのが一つでございます。

最後に、大人と子どもの団体の違いでございますけれども、現時点ではそこに差はつけてないところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 今の御答弁の中で1点だけ、徴収方法の部分なんですけど、スポット利用の先払いとなった場合、これは市役所に来て払う形になるんですか、事前に。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） 現時点では、市役所に来ていただいて、納付書のほうをお渡しして銀行で振り込んでいただくということを今検討しているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 補足させていただきます。今企画政策課でネ

ット予約を進めております。こちらに関して、当課のほうも利用をできるように参加しようというふうに考えていまして、そうすれば市役所に来ずに電子決裁等を含めてできるということになります。

以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 次に伺いたいのが、金額を見ていると……、最初に人数をお伺いしたのは、武道場だけは他市に比べたら平均的な金額になっているなと思うんですけど、恐らく利用の多いだろうと私が勝手に思ってるんですけど、体育館とそしてグラウンド、これに関しては5市の中で、今まで無料だったところから、グラウンドは一部そうじゃないにしても、基本無料のところから一番この5市の中で最高額に設定されているというのが、ちょっといきなり上がり過ぎというのは、何かなかなか納得感がないんじゃないかなと思っていまして、さらに言うと、細かく見ていくと、例えばここには太宰府市550円、220円と書いていますが、太宰府市は市内の小中学生だったらこれ5分の1で550円じゃなくて110円なんですね、だったり、あとは各市内の方の割合が7割以上というふうに今回設定していますが、春日は5割で太宰府も5割いけばいいと、大野城と那珂川に関してはそもそも市内の人しか使えない、団体登録の時点でふるいにかけているので、3分の2とか2分の1という要件ありますけれども、市内の方しかスポットみたいに使えないというような規制がある中で、規制に関してもちょっと5市の中で、何ていうんでしょう、市内の人にとってちょっとマイナスが大きい設定になっているんじゃないかなと思っております。その辺りについての御見解を伺えればと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 今回の条例制定のまず趣旨の、先ほどお話ししました一つの中に、市内料金、市内の有料化の社会体育施設の不平等感があると、一方は有料、一方は無料ということもありますので、そういった公平性を保つという点でも、有料の社会体育施設であります農業者トレーニングセンター、そちらのほうを価格を設定させていただいたところでございます。

以上になります。（「そっちを安くすればいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、ちょっと赤司委員がまだ。関連ですね。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、続きましてですけど、例えば冷暖房に関しては受益

者負担で将来というところがあるかと思うんですが、例えばこれ実は私もちょっとヒアリングしたところ、那珂川市も今これ冷暖房なしになってますが、ちょうど今つけているところらしく、先々冷暖房料を取るように改定するとのことなんですよね。

そういったところとか全体を踏まえると、やはり今無料で使っている。例えば、一方で無料使えるからこそコミュニティスクールとして地域の方がボランティアで草取りをしたり剪定作業したりとか、何かそういうコミュニティスクールとの一体感みたいなのもやっぱり生まれていると思うんですよね。そうなったときに、ここから5市の中で最高額に設定して、さらに冷暖房使用料も取っていくという改定を今後していく予定だというふうになると、この金額だったり条件というのはもうちょっと精査したほうがいいんじゃないかなというふうに私としては思っておりますが、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） その件につきましては、まずは何度も申し上げますとおり、不公平感をなくすということで考えた金額設定であるということをもまず申し上げておきたいと思えます。

それと、市民へのというようなお話ではございます。私どももやはりいろいろと窓口に来ていただく方々に、このお金を支払ってくださいというのは非常に心苦しいとは思っておるんですが、この条例を考えたときに、やはり考えないといけなかったのが公平性と受益者負担の観点を考えて、公平性でいくとどうしても農業者トレーニングセンターの体育館の使用料、それと筑紫運動広場のグラウンドの使用料、その辺との整合を取ることがまず一つ目でございます。

筑紫野市の団体登録、市民が7割ということでございますけれども、これについては現在の学校開放の条件として7割ということで、市民団体に手厚くというのがそのまま継承して残しているような状況でございます。現時点ではこれを踏襲していこうというふうな形で今回提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

はい、白石委員。

○委員（白石卓也君） すみません、147団体の調査の話、調査というか中身の話なんですけど、スポーツ施設を利用する方、団体ってすごくいろんな団体があると思うんですよ。いわゆる近所の女性の方が集まって、もうほとんどサークル的なバレーボールをする団体

もあるでしょうし、あるいは立派な講師の方が来られて、授業料じゃないけど指導料みたいなのを徴収してやられている団体もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の中身の調査というのはいかがですか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらに関しては、今お出しできる資料はございませんけども、今回利用していただくとなると事前に登録が必要になってきます。その中で、団体であったり、会費が幾らになっているのか、そういったところも含めて、うちのほうで精査をしているところになりまして、今話にありましたお金を取ってというところになりますけども、営利団体ですね、こちらに関しては原則使用ができないというのが今の現状であります。また、今後に関してもそれを踏襲していくというような形でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 営利というのはどの範囲なんですか。いわゆる何というかな、授業料を取ったら、授業料という指導料というか、そういうものを取れば営利になるんですか、料金の多寡に関係なく。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） 今白石委員がおっしゃったとおりで考えているところなんですけど、一般的に社会体育団体、スポーツクラブがやっている場合には、やっぱり一定程度の会費を取られていることがございます。今現在私どもで調べている範囲でも無料のところは当然ありますけれども、有料のところは1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円というふうな形で取られているところもございまして、内容を調べていきますと、やはりそのスポーツに道具代ですね、例えばバドミントンだったらシャトル代とか、バレーボールだったらボール代とかという道具にかかる費用が一つかかること。それと、やはり団体としては、講師の方たち、コーチの方たちに若干のお礼というのをされているところがあるんですね。1時間、2時間使用していただいても1回につき2,000円のお礼をするとか、車代程度の謝礼をしているところというのをよく聞くところでございます。そういったことを考えますと、その団体ではやはりお金を取って、必要な経費、道具代だったりそういうものに充てていると。

今回、そういう形で営利団体、非営利団体の線引きとしましては、やはりそれを生活の糧にしている、講師の方がそれを生活の糧にしているんだったら、やはりそれは営利だろ

うというふうに考えているんですが、講師の方がお金を取っているから全部営利だというふうには考えていないところでございます。一応、年に1回の登録の時点で、講師謝金の有無について、講師謝金の額、会費については調査をかけておりますので、その辺で一応審査はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） ちょっと緊張のあまりですね、少し営利はどういうものかというのがちょっと抜けている部分ですね。例えば営利のどういうものっていったら、あそこで物品の販売をさせていただけないでしょうかとか、そのようなものを想定しておりますので、スポーツ団体とかでよっぽど営利を生むというようなのはなかなか想定しづらいところであると、このように考えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 意見というかあれですが、物すごくいろんな種類の団体があると思いますので、結局料金ということになると、公平性ということ先ほどからずっと言われますが、それをがちゃっとはめてしまうと一律になってしまいますよね。それがいわゆる本当に公平、公正なのかというのがすごくやっぱり疑問に感じるところです。意見でいいです。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長、なかったですか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 委員さんからもいろんな意見があって、やっぱり利用しやすくしてほしいという声から料金を発生させるというので、やっぱり料金を発生させてほしいとは思ってなくて言ったんじゃないかなと思うんですけど、公平性だけ考えたら、団体ごとに予約回数を制限すればいいんじゃないかって思っているんですけど、何か背景にちょっと乏しいなって思っていて、積算もやっぱり体育館が最大値の利用料になっているので、それを何でその料金にしたのかというのも理由が要るんじゃないか。いきなり使えるようになって、この値段でって言ったら市民もちょっと使いづらいんじゃないかなと思うんですけど、利用料を段階的にするとか、もうちょっと市民は下げてくださいとかって、そういうことってできないんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、料金の件についてお話しさせていただこうと思います。こちらに関しては、先ほどもお話をしましたけれども、公平性の話ですね、こちらに関してはやはり同一団体、今一方で有料であります社会体育施設、農トレを使っている団体がありますと。ただ一方で無料の団体がある。やっぱりそこに関しては不公平感が今あるということがありますので、そこは一定御理解いただいていると思います。

また、その金額に関しましても、農トレで使っている料金、こちらのほうにやっぱり統一することによって公平性が取れるのじゃないかと考えているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 先ほど副委員長からの質疑の中で、予約の回数の制限という部分について、ちょっと答弁が不足しておりますので補足をさせていただきます。

現在の予約の状況と実際に実績報告に基づいて使用された時間、この乖離というのが大体もう30%、40%、かなりございますと。これはもうどういったことかという、一応終日押さえとるけど今日は午前中だけでやめようかと、この事象からその乖離が生じるところでございます。こういったところをしっかりと受益者負担分をお支払いいただくことによって、必要最低限の予約、ひいては余った部分については回数制限なんかを課すことなく、より多くの団体に使っていくことが可能になるのではないかと。このような側面もございませぬ。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） あともう一点ですね、すみません、免除対象団体を教えていただきたいんですが、規定などがあるかお伺いしたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） こちらについては、先ほどお話ししましたとおり、コミュニティーでの地域行事、こちらで使うとき、そして障がい者団体、こちらの方が使う方は全額免除としております。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 規定があるんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらに関しては、今後規則のほうを定めていきたいというふうに考えております。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 大体皆さん言われたごとあるけ。私は、今学校体育施設使用の有料化を行う背景というのを見ながら、一項目ずつしたいと思いますが、私はまず1点目は、この有料化をという分についての反対の立場で私はずっと意見とやり取りをしたいというふうに思っております。

まず、1点目、筑紫野市スポーツ推進計画、その中で生涯スポーツという形で出ていますよね。私、生涯スポーツということでAIでちょっと調べました。そしたら、AIの中では、ちょっとかいつまんだ話ですが、子どもから高齢者まで、年齢や体力に応じて一生を通して楽しみながら続けられるスポーツのこと、無理なく続けられる、年齢・体力に合わせてできる、仲間づくりに役立つ、健康維持・介護予防に効果、生涯スポーツが重視されるという高齢化社会で健康寿命を延ばすことが重要、医療費の抑制、地域コミュニティの活性化、スポーツをする者は若者だけという意識を変えるということですが、こういう大きな大切なものあるんですね。それに何でお金取ってね、そういうお金は市民の皆さんから税金をいっぱい頂いとりますよ。そういうものからだというふうに私は思います。

それから、受益者負担、受益者負担という言葉が使われますが、こういうもので受益者負担という言葉はなじまない。受益者負担、受益者負担と言うならば、分担金条例か何かにしてください。言葉がね、こういうのにはなじまないというふうに思っております。

2番目が学校管理で支出している、要するに学校の管理費と社会体育の管理の分が一緒になって払ってる、だから学校の管理費の中で支払っている。歳入と歳出は全然別個ですよ、財政は。だから、その積み上げるときに学校管理費の中に学校管理費が幾らの分、社会体育が幾らの分というような表現の仕方でトータルで上げれば別に何も無い。歳入と歳出は全然別個ですよ。歳出は必要な分を出すのが歳出。歳入はその分が入ってくるのが歳入。だから、そういう学校管理に支払いよるからどうのこうのと、全然問題ない。

それから、公平性、何が公平ですかね。考えてごらん、あなたたちが言っているのはね、有料化大前提よ。公平性、今取っている分と今度無償化の部分があるって。じゃあ取っている部分を考え直してくださいよ。それだけこれだけのスポーツというものが、あなたたちも今度は答申受けたでしょう。大切だということはいっぱい。よかったことにしてから、ここでもう指摘されとるから、こういうふうにして有料化しますと。じゃなくて、本当のスポーツの必要性というものがあるということは力説されとる、それが一番力説されとったじゃないか、答申の中で、と私は思います。

それから、もう一つこの有料化の分の中で、小学生とか中学生とかそういうもの、幼児も含めてですが、今学校については教育の無償化がありますね、給食費の無償化もあります。それから医療費等も18歳までということですずっと生まれてからありますよね。なぜそういうのを行っているの。そういう趣旨を考えたら、お金取ることないでしょう。有料化にせないかんという理由にならんでしょうというふうに思います。

それから、4番目が過大な予約がある。ありがたいことですよ。ねえ、いっぱい学校に。それは自分たちの近くの学校に学校施設を利用する、自分たちが利用する、そういうものよ。だからそういう需要があるよ。地域コミュニティーも含めての分の中で、学校施設を利用するという。だから、あなたたちが今度の答申を受けた中で、一番の考え方は体育館ありき、大型の体育館ありきであなたたちが考えている。執行部がね、どこまでがあなたたちの教育部か、市長までかどうか知らんけど。もう少し体育館の分について、国際大会するわけでもない、じゃあ県大会、国の大会するか、県大会もするかって、それはとんでもない施設になるよね。あなたたちがそこのところは一番詳しいよね。そういうものを含めて、やはりよくよくそういうものまで含めて考えられるべきじゃないかなと思います。

それから5番目、近隣とのどうのこうのってありましたね。近隣、それはいろんな政策によって各市おのおの子ども政策であったり、地域整備、ハード面・ソフト面、いろんな筑紫野市の中で政策があり、これもみんな一緒じゃないよ。それぞれの特色がある、各地に。そういうものが市の独自性なのよ。だから、それぞれが同じなるとや、何も必要ない。要らんごとある、筑紫野市は。そういうものですよ。

それからもう一つ、次6番目、内部評価、外部評価。内部評価は何年にされたんですか。内部評価。内部評価は何年にされた。外部評価は令和5年ということになっていますが、何年ですかね。内部評価。「いや、1回全部言ったがいい」と呼ぶ者あり) いやいや、ここ聞かな分かんけ。ちょっと今の分。

○委員長（坂口勝彦君）　じゃあ、その点についてだけ。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君）　内部評価におきましては、前年の令和4年度になります。

○委員（高原良視君）　はい、分かりました。

じゃあ、後から答えてくださいね。内部評価令和4年、外部評価令和5年、そのときの

評価のときにどのような対応をされたわけ。評価が出てきますよね、その分で市としての考え方出しますよね。外部評価についても出しますよね、市の対応。あの一枚紙の中でずっとこなしますということ。どのような分で評価で対応されたのか。

そして、もう一つ聞きたい。令和4年、令和5年、そういうときの金額、総枠、あなたたちが求めている総枠。じゃあここの分がこれする、じゃあここでこのときに有料化したときに、その分の差がどのぐらいなのか。令和4年、令和5年、それと今度答申が出てます今年度の令和7年。今予算の中でその分の額について、どれだけの収入の見込みがされておるのか。それも含めて併せて。

それともう一つ、学校の体育施設にどうのこうのって、一番最後に大きな5番目の中に、学校体育施設の有料化に伴う歳入について、「徴収する歳入は当該施設の整備費に充てることにより利用者に還元する」という表現の仕方ですが、私先ほど言いましたよね、歳入と歳出は別ですよって。これは施設の整備については、必要な部分の予算を組むわけでしょう、必要な部分を。必要な部分以外を徴収するかって充てますか。違うでしょう。施設整備は必要な分の予算を組む。それが予算の中であなたたちが上げてきて、市の議会の中で審議する。施設整備は必要な分は上げてくる。だから、これはね、あなたたちはきれいごと、言葉の遊びと私は思います。こうして書いてあるけど、増額したらこれに充てますって。それは充てますやなくて、それを提案しますって。議会が審議する。

ということで、いろいろ言いましたけど、御回答よろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時59分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の高原委員のほうからの質疑に対するの回答を求めます。

安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 先ほどの高原議員の質問に御回答したいというふうに考えております。

まず、1点目が今回学校体育施設を有料化することが生涯スポーツの推進に逆行するのではないかというふうのうちの方捉えております。その点に関しては、もちろん今回無

料のままでいくということも推進するということでは考えられますけども、今回有料化することによって、その徴収金を、徴収したお金で施設の充実につなげていくということに関しては、一定程度またそれに関してもスポーツを推進するところで考えられるのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、2点目になります。公平性というところであれば、現在有料化してあります社会体育施設ですね、こちらのほうも金額を下げるであったり無償化をするのではないかとこのように質問と捉えております。それが担保できるんじゃないか、公平性ですね、というふうに捉えています。こちらに関しましては、先ほど申し上げましたけども、執行部としましては、現在の社会体育施設、農トレであったりそういった施設、そちらに現在無料の学校体育施設の金額を合わせる、有料化して社会体育施設の金額に合わせる、これで公平性の担保をとこのように図ろうというふうに考えているところでございます。

続きまして、四つ目になります。昨今教育の無償化と、それから給食の無償化というところがある中で、今回の有料化というのが時代に逆行するのではないかとこのように捉えております。その質問に関しましては、学校教育における無償化、先ほど言いました給食の無償化ですね、本市で言えば、そういったことが挙げられると思います。ただ、今回有料化を検討しているのが、社会体育団体の一定の方に対してというところで考えておりますので、多くの方よりも特定された方ということがありますので、そこに関しては一定違いがあってもいいのではないかと執行部では考えているところでございます。

続きまして、過大な予約について、こちらに関して御質問があったと思います。これは確かに過大な予約、本当にうちのほうとしてもありがたいことだと考えております。ただ、その一方で使いたい方が使えないという現状がありますので、そこらに関しては一定程度解消する必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、今回の有料化の件なんですけども、近隣各市と比べなくてもいいのではないかとこのように質問だったと思っております。こちらに関しましては、今回、この金額、有料化するという話に関しましては、先ほど申し上げたんですけども、社会体育施設であります農トレとかそういった施設に合わせるということが一番今回重きを置いているところになりますので、他市町村はあくまで参考というところにさせていただいたところでございます。

続きまして、内部評価と外部評価の話ですね。すみません、先ほど内部評価、令和4年と申しましたけども、すみません、間違いでございます。令和3年でございました。その

中で、その評価結果としまして、こちらに関しては外部評価と同じような内容になりますけども、施設の維持管理に一定の費用がかかっているところがありますので、利用団体から施設使用料の徴収について検討を行うことというところで、評価の結果が出てきています。

続きまして、整備の予算に関しては、当然有料化せずともすべきではないかというところですね。この件に関しては、もちろん修理、修繕というのは上げていかないとということとは、もちろん当然執行部としても理解をしているところでございます。ただ、今回徴収した金額に関しましては、それ以上に使用している皆様に改善点につながるような、施設の充実につながるような点で、努めていきたいと考えているところでございます。

高原議員の質問に関して、うちのほうで捉えさせて頂いて、回答させていただきました。以上になります。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 根本はね、値上げ値上げ値上げになっとる。あんた、市民サービスという基本的な、あなたたち職員は入ってもう何十年もならっしゃるばってん、市民サービスという原点を考えないかと私はそう思います。あなたたちと考え方が大きく違っておるところですが。

それと、ここの部分で上げて合わせる、上げて合わせる。もう全部そうやろ。下げて合わせるとか、そういうことはない。何かお金をね、そういうふうにして上げないかん上げないかんて、そういうものなのか。

それからもう一つ、学校の分の中で、料金を上げてね、過大にいっぱいになると、料金を上げたら利用者が減るといふ表現の仕方やった。極端な言い方したらよ、過大の予約どうのこうのって、料金を上げたらそこどころがどうのこうのという言い方、おかしかろう。料金上げてから、じゃあ金ば高うしてね、みんな寄りつかんごとなる。そしたらね、誰も来んごとなるったい。それは違うでしょう。

それから、私ちょっと気がついた。それから、私内部評価、外部評価、当然ながら4年5年って言いんしゃったばってん、それはもう3年でローテーションで回るから3年、それはもういいんですが、金額はどうでした。金額。

それに今、私言ったのは、今あなたたちが有料にしようという案を出しとるね。その部分は幾らになるの。それが聞いたかったの。だから、あなたたちは外部評価何とか評価ってあるやん、内部評価、外部評価、そのときの対応をどげんした。3年のときの対応をど

げんしたと、職場として。あなたたち、みんなそのとき誰もおっとらんたいな。それで5年は外部評価たいね。どういう対応していたの。ただそのまま内部評価で出てきたから、今度は外部評価に上げとこうねっていうふうにしてしたのか。外部評価の分やけ、ちょうど6年にね、昨年にもしかしたら委員会の中で説明があつとるかもしれんたいね。こっちはよく分らんけど、そのときいなかったから、私。

そして、施設整備に充てるって、それは違うって私もさっきも言ったろ。要るものは整備せないかとやから。そうでしょう。そして、公共施設の分のいろんなど、新しくできるとか、そういうふうなお金が要るじゃない。一般財源で補えん分は基金から出る、そのための基金もあるですよ、公共施設整備基金がね。そういうものも拠出しながらしていくやろ。そういうものも含めて、ちょっと今一番気になつとるとは、もう上げる上げるばかりの分と、じゃあそれが幾らになつとると、それを聞きたかった。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、今高原議員がおっしゃったのが収入の見込みというところで考えてよろしいですか。はい、そちらに関しましては、現在昨年度の利用実績等を勘案しまして、予測で出していますのが約1,250万程度だったと記憶しております。（「学校施設の分ね」と呼ぶ者あり）はい、学校の施設使用料の収入見込みの分でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 400数十億の一般会計の分がありますから、1,200万といたら市民が喜ばれますよ。そこのところ、考え方を教えてください。

○委員長（坂口勝彦君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 施設の整備に関しましては、高原委員おっしゃるように、あらかじめ計画を立てて、しっかりと予算を取ってやっていくというところで、これは間違いございませんですね。

そして、今回生じてくる新たな歳入についての取扱いの足りなかった部分というのは、施設整備等という書き方していますけど、これはもう高原委員おっしゃるとおり、施設整備というのはもう当然のことなんですね。歳入が発生したからするというものではございません。これはもう委員のおっしゃるとおりでございます。新たに生じた歳入ということで、利用者に還元する新たな整備とか、新たな例えば団体が参入、使いたいって出たときに、新たな備品が学校の認められる範囲でやっぱり整備に充てていきたいと。そういった

ところにしっかり充てていく一部原資とさせていただきたいというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 部長今言われましたが、その原資に充てるって、基金か何かするの、違うでしょう。その原資に充てるって、私が何度も言いよるやない、必要な分は必要な部分でその年度年度で予算を組むんですから。そうやろう。だから、そういう言い訳じゃなくて、きれいごとじゃないとよ。市民のことを考え、利用者も含めて市民のことをよく考えてくださいということを行っている。何か自分たちを正当化しようとするんじゃないかと、素直になったらいかがですか。

○委員長（坂口勝彦君） 部長。

○教育部長（濱崎博文君） 当然利用者にはしっかり還元していかないかということであれば、まだ来年度予算になりますけども、本市のほうで学校体育施設に充当していた予算というのは、当然認めていただけるならば増額で要求してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） すみません、ちょっと一つ、ジャッジする上で聞きたいんですけど、この体育館の利用団体と利用人数、ここ記載してます、農トレの年間の利用団体か人数か、分かるだけで結構ですので教えていただければと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○スポーツ施設担当係長（萩尾浩三君） 失礼いたします。御質問の件ですが、令和6年度農業者トレーニングセンターの利用人数、6万7,269人、実績でございます。

以上です。（「延べですか、延べ人数ですか」と呼ぶ者あり）延べです。失礼しました、延べですね、6万7,269人。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） ちょっとここまでの執行部からの説明、また質疑の内容を踏まえて、討論と採決に入る前に1回ちょっと整理したいと思うんですけど、いろんな意見が

出た中で、例えば税金で賄う等とか金額の設定、また有料化に対しての使用料、いきなりこの金額を取るのはいかがでしょうか、また市内市外の利用の規制の条例とか、あとその他公平性について云々ありましたので、ちょっとここで委員間の中で議論をしてはどうかと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　じゃあ、これ1回休憩……。〔休憩じゃなくても〕と呼ぶ者あり）休憩じゃなくてもいいですか。

この採決にする前に、きちんと整理をして、皆さんどういうふうを考えられているかというところをお聞きしたいなというところがあるんですけど。

上村委員。

○委員（上村和男君）　ざくっと言いますが、教育部としてはこの提案されている中身が委員会です承されるだろうと思って出したんですかね。〔上村さん、ここの議論、質問じゃない〕と呼ぶ者あり）ああ、そっか。質問じゃないね。

私はね、ちょっと疑問を持ってるんですよ。今ね、物価高騰の折に、国挙げて市町村もどうするかということが議論されているんですよ。そしたら、うちの教育部はそこから離れておられるのか関係ないのか、値上げを提案されているんですよ。委員会として、これをどうするかということはよくよく考えないと、時代の要請に反しているような気が第一番目にしています。よく皆さんね、先々のことならまだしも、今この時点でと言うんならどうということねっていうことが私は市民の中からも出てくると思います。無料で使用していた人たちが有料になればね、何でやって言いますよ。そうすると説明できるのかと。この時期に有料化することを説明できるのか。

余計なことまで話が及んでいますので、そこで得たお金を施設整備に幾らか使えるようにしますという話でしたから、そしたらもうそれで全部やるのかと。使用料でやりゃいいやないかと、小学校と中学校の体育館ね。そんな極端な議論になりかねないんですよ、これ。これを許すとね。

私はそういう意味で、少し執行部には考えていただいたほうがいいのではないかとこのように思っていますので、どだい無理があるんじゃないんですかとだけ申し上げておきます。あと、何か言えっちゅうんならいっぱいあります。

はい、どうぞ。

○委員長（坂口勝彦君）　赤司委員。

○委員（赤司祥一君） シンプルに今回体育館無料だったのが有料になりましたと。それを市民の方に言ったときに、何ですかと、公平性を保つために農トレに合わせましたと。何ですかって今度聞かれたときに、高いほうの農トレに全部合わせたってということの説明がちょっとどうしても僕にはやっぱりできなくて。例えば今人数聞いたときに農トレ6万人、小中学校の体育館は16万人が使っているという中で、高いほうに全部合わせるというのは、やっぱりちょっと合わないのかなと。

これ多分高原議員もそうだと思うんですけど、無料だからってずっと全部無料のままにしたほうがいいということじゃないと思うんですよ。例えば照明代とか冷暖房費用みたいなのは、やっぱり使ったら絶対かかるものなんで、例えばそこはかかるけど、この使用料がいきなりゼロから550円になって、さっきちょっとお伝えさせてもらったとおり、太宰府は市民だったら5分の1だったり、那珂川も何か65円ぐらいなんですよね。そういうふうに、やっぱり高いところにいきなり設定をするというのも、どうしても、やっぱり設定がちょっと雑なんじゃないかなという気もしていますし、そういった意味では……。

なおかつ、やっぱり冷暖房使用料を来年、再来年整備されたらまた取り始めるとなると2段階、無料から有料になってさらに値上げって、2段階上げて上げてっていうのは、やっぱりちょっとハレーションにつながりかねないのかなというのもあるので、今ここで、もう最初から冷暖房のことも設定した上で、他市と比較したときに納得感のあるような設定にするのかというのが必要だと思いますし、あとは使用する人が過大予約というところも、これ市外の方から有料にするとか、そこをただである程度緩和できるかなと思いますし、ほかの那珂川とか大野城みたいに団体登録時点、団体登録しないと使えないみたいな例えば制限を設けたりすることで緩和することもできるという形でいろんな方法があると思うので、やっぱり今御提示いただいているこの表のこのプランでは、ちょっと私は納得できないなというのが正直なところですよ。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員、何かあります。

○委員（白石卓也君） 私もざっくりなんですけど、なぜこの時期なのかなというのが正直あります。市長自身もスポーツ振興ということを掲げられている。これいろんな問題に波及してくると思うんですよ。例えば今部活の問題で人材、中学生の部活ですよ、指導者を探している、その人材ということにも様々な形で影響してくるんじゃないかというような気もしますし、あと私たちが今同時に議論している小中学校の全校の体育館の冷暖房化、これが9年の春には完成するというところであります。赤司委員が言われたように、何

というか、そういう時期に実際の実費の冷暖房料、これを有料化するというのは、僕は議論すべきだと思うんですけど、今言ったように、時期、それからいろんな影響を考えると、ちょっと今厳しい状況なのかなと、正直なところそう思います。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員、何かありますか。

○委員（古賀新悟君） 私も基本的に赤司委員の意見に近いんですけども、一つ社会体育団体と住民はやっぱりすみ分けをしたほうがいいような気がするんです。地域住民がやっぱり自由に……、自由ではなくてきちっと手続を踏んでですけども、小中学校の体育館を利用して、活用しやすいというような状況をつくるにはやっぱり有料化すべきではないというふうに思いますし、また社会体育団体がきちっと目的を持って利用するときは、それはそれでそれなりに利用料というのは今も発生しているように、同じように発生させてもいいかというふうには思っています。

あと、やっぱり市民が使うときの使用料というのは、やっぱりもう少し議論が要るんじゃないかというふうに思いますし、あと照明とかさっき言われたこれからできるであろう冷暖房、これはやっぱり利用料というのは一定負担を利用者がすべきかなというふうに思いますから、基本的に使用料を、こういうふうに課するというのは少し議論が不足しているかなという気がします。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員、いいですか。

○委員（高原良視君） 私はずっと、言い尽くしましたが反対です。

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、副委員長。

○副委員長（春口 茜君） もう皆さんがおっしゃっているように、なぜこの時期かというのと不公平感が出ているから料金を上げるというその理由がちょっと結びつかなくて、上村議員がおっしゃったように、スポーツを推進している中で利用料を発生させて、使いづらくなってしまうのではって思うんですよね。なので、利用しやすくするっていう観点からもう一度考え直したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。スポーツ推進をしているのに矛盾していないかなというの思います。

ただ、一定数の利用料を取らないと逼迫している状況なのかというところで、まだその段階でもないのかなというの思いますけど。料金がやっぱり高いので、何かいきなり高過ぎるなというの思いますけどね。

○委員長（坂口勝彦君） そうですね。いいですか、それで。

○副委員長（春口 茜君） はい。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

私も皆さんのいろいろ意見をお伺いして、もう基本的に私も赤司委員と同じような考え方というか、そうだなと思ったんですけど、まずその指定管理と同額はちょっと無理があるんじゃないかなというのが私としては思うんですけど、どうしてもこの不公平感が反発が大きくなるんじゃないかなと思います。例えば、学校体育施設は設備、備品がまだ限定的であったりとか、また利用の制限が授業とか部活優先が多いというところと、また指定管理施設ほどサービスがない、掃除スタッフ常駐なしとか、サービス水準が全く違うのに料金だけ並べるのはちょっと不公平感もあるんじゃないかなというふうには思ったところです。ですから、サービスは低いのに料金だけが同じような感じ、なおさらまだそこがなってくると、納得されるかなというところはちょっと懸念があったりもします。

今日いろんな御意見が出たんですけど、討論、採決、また継続審査等ありますけど、ちょっとここで一旦休憩をさせてもらってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） じゃあ、1回休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 1 時25分

再開 午後 1 時34分
————— . ————— . —————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

すみません、もう一度休憩にしますので、時間は2時、じゃあ14時から再開します。

————— . ————— . —————
休憩 午後 1 時35分

再開 午後 1 時59分
————— . ————— . —————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件は一旦保留にして、次の議案に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「理由が要る」と呼ぶ者あり）理由ですね。

先ほど皆さんといろいろ討議をして、また休憩中にもいろんな御意見をうかがいました。その後、委員長、副委員長とまた執行部で協議をさせていただいて、今回の件は委員の意見の中でもちょっと考えないといけない部分もございまして、この件に関して、もう一回

ちょっと協議をされて保留にしたいという話になっておりますので、一旦この件に関しては保留をしまして、次の議案に入らせていただきたいと思います。その後にもた再度来てもらって話を聞くという形にしたいと思います。

○委員（高原良視君） ちょっといいですか。

すみませんが、今のは一旦ここでこの議案の69号、69号を後で審議するからという意味合いですか。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員（高原良視君） そういうことですね。じゃあ、次の70号からして、どこかでもう一度この69号の審議をするという考え方ですか。

○委員長（坂口勝彦君） はい。なので、69号から76号までが所管課が同じですので、80号から1回進めさせていただいて、また時間がちょっとずれるという形で。

○委員（高原良視君） 委員長、私はこの69号については、各この委員会の7人の委員の中で議論は尽くしてきたと思うんですよね。だから、私はもうここでどういうふうな形にするかということで、何のために後にずらすのか、そこのところは私は意味が分かりませんが。

○委員長（坂口勝彦君） 先ほど協議をした中で、赤司委員が言われてあった同一のサービスではないんじゃないかというところと、公共性のあるサービスの……、同一のサービス性ではないんじゃないかというところが執行部に対しての視点がなかったというところがちょっと話の中で……。

○委員（高原良視君） 意味が分からん。

○副委員長（春口 茜君） 私からちょっと補足します……。

○委員（高原良視君） いいですか。ごちゃごちゃごちゃごちゃ言わんでね、みんな言い尽くしたろう、7人が。その中、7人の中で決めればいいやない。委員長がいろいろ心を痛めてあるか知りませんが、私は付度は必要なしと思っております。

○委員（上村和男君） 付度じゃないと思う。協議をする時間をくださいということでしょう。

○副委員長（春口 茜君） そうです、そうです。先ほど言ったように、赤司委員が言った視点をちょっと執行部が持ち合わせてなかったのも、それについてもうちょっと考え直したいってことなので、ちょっと時間が開けたいという理由です。ですよ、でいいですね。

○委員（高原良視君） 取り引きせんでからちゃんとしてから話せばせんね。

○議会事務局長（荒金 達君） 委員長、発言してもいいですか。

○委員長（坂口勝彦君） はい。

○議会事務局長（荒金 達君） 先ほど、正副委員長と議会事務局と執行部のほうで今後どうするかという話をしまして、先ほどの委員間討議の中で、執行部としてこれまでの結論に至る中で視点が足りてない部分があるので、見直すべき箇所があるので、一旦この議案を取り下げて再検討をしたほうがいいんじゃないかというふうに担当課としては考えるんですけども、担当課だけでは決定ができませんので、一旦執行部のほうに持ち帰って協議をするので、そのための時間が必要なため、一旦保留にして別の案件からやっていきたいという意味でございます。

○委員（高原良視君） 委員長が言われていることと今事務局が言っていることが意味合いが違います。事務局は、今三者協議か何かされたということですが、取り下げるための打合せをするという言い方に私は聞こえました、事務局は。あなたたち正副委員長は、赤司議員が言われたことに対する質問の部分に答えるための内容をチェックして、またしたいというような表現の仕方をされました、そういうふうに取り下げました、私はね。そのところが違うと思いますが。取り下げるための理由をどうのこうのというような、局長は今言いましたよ。だけん、違うでしょう。

○委員長（坂口勝彦君） 取り下げるため、取り下げるため……、ここで議論をした中で、「あ、こういうこともあるんだ」ということを気づいてもらったというか、そこをもう一回また協議し直さないといけないというところで、今回出た議案を一旦取り下げてもう一回考え直すというところ。

○委員（高原良視君） 取り下げた議案を審議してまた協議するってないよ。取り下げるってというのは、そしたら今日だってこの場所の中で取下げの事務上の問題としてここではできませんからという、私はそこまで感じましたよ。ここで、向こうがね、教育部の部長以下の分では、取下げという手続きができませんのでというふうに聞こえました。そうでしょう、局長。

○委員（上村和男君） 取下げは教育部だけではできないんですよ。提案は本会議場で市長がやっていますので、しかるべきところに言って協議しないと、取下げも決められないので。そこは時間を置いて、態度を決定してもらえばいいことです。

○委員（高原良視君） ちょっと休憩してよ。

○委員長（坂口勝彦君） 1回休憩します。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時09分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度、しばらく休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時23分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの69号の件なんですけど、二転三転して、おわび申し上げます。

話をちょっと戻しますけど、委員間討議をした中で、皆さんの意見が出尽くしたというふうに思っております。先ほどは継続審査というふうな感じで言っていましたけれども、ここで採決したいと思います。（「まず討論」と呼ぶ者あり）すみません、まず討論ですね。

ただいまから討論を行います。議案第69号について討論される方はございますか。

まず、反対討論のある方は挙手を願います。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 先ほどと同じ話にはなるんですけど、やはり今回、料金は無料だったところから、急に一番最高水準というか5市で比較したときの最高水準に上げるということ、それが農トレだったりとかと合わせることが公平だということがちょっと理由としては、そこを一緒にするという、高いほうに合わせるところがやはりどうしてもちょっと納得がいかない部分がありますのと、福岡市だったりほかの事例を考えたときに、農トレのような施設と小中学校の体育館というのをいろいろ設備だったり違うということもある中で、そこを全く合わせるということに関しても、ちょっと納得ができない部分がありますし、あとは先ほど申し上げましたとおり、近隣他市、この表には出てきてない部分で小中学生の利用だったらもっと安くなっていたりとか、団体登録してて団体だったら安くなったりというところ、その辺りの細かな設定に関してもまだなされてないということ、そして冷暖房利用料を取ったら、また将来的にもう一段階、さらに冷暖房利用料

を取るという点で値上げが行われる可能性があること。

以上の点等を踏まえると、この今御提示いただいているこの使用料、この仕組み、ルールに関してはちょっと納得ができないというところで反対討論をさせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君）　じゃあ、次に賛成討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第69号、筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者なし〕

○委員長（坂口勝彦君）　賛成少数でございます。本件は賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、指定管理者の指定について、執行部から説明をお願いします。
課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君）　議案第75号、指定管理者の指定について。

こちらにつきましては、市内スポーツ施設の指定管理者を一般社団法人筑紫野市スポーツ協会に指定する内容となります。

議案書は77ページ、78ページ、提案内容補足説明書は65ページとなります。提案内容補足説明書にて説明させていただきます。65ページを御覧ください。

現在の指定管理者受託団体である一般社団法人筑紫野市スポーツ協会につきましては、スポーツ全般に精通し、日頃よりスポーツ振興に寄与している団体であり、平成23年の指定管理導入時から現在まで安定した運営を行ってきた実績があります。また、管理施設の利用者の多くは当該団体に加盟していることから、一般利用者を含む多くの利用者の意見を反映した運営が行われており、今後も利用者との信頼関係を生かしながら、適切に業務運営と安定したサービスの提供が期待できるところです。

このことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者に当該団体を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものとなります。

管理を指定する施設につきましては、筑紫野市勤労青少年ホーム、筑紫野市農業者トレーニングセンター、筑紫野市筑紫運動広場、筑紫野市御笠運動広場、筑紫野市山家スポー

ツ公園となります。

指定管理を行う期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年の3月31日までの5年間となります。

以上、指定管理の指定につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） これは5年間ということで重複ですが、金額的なものはどんなになっているんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 係長。

○スポーツ施設担当係長（萩尾浩三君） 失礼いたします。次期指定管理料の件でございますが、委託料につきましては、当然5年前と比較しまして人件費、あるいはいろんな委託費等々が高騰しておりますので、そういったところは当然踏まえながら反映をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） ちょっと金額的なものがよく分からなかったんですが、今までも長く契約をされて運営されておりますが、いろいろ現場の声とかいろいろ聞くとね、非常に苦しい運営をされていると。現場で働いてある方も含めてね、苦勞されているというようなことも我々はよく聞くんですが、そういうものも含めて一定の理解というのができたということでもよろしいですかね。それとも、また物価もずっと上がっていくからね、5年間ぴしっとじゃなくていろいろ加味しながらというようなことで、いろいろ検討もしていただければというふうに思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらに関しましては、先ほど萩尾のほうから話がありましたとおり、今回人件費物価高騰により前回の契約金額から増額しております。内容につきましては、債務負担行為で上げさせていただいております。また、今後それ以上に今積算しています、予測しています人件費の高騰、物価高騰、もちろんそれ以上の高騰があると話があれば、団体のほうと協議を行いまして、金額の改定も含めて検討させていただきたいと思っております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） その当該団体ともう事前に協議は調っているんですね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 当該団体のほうからは金額を含めた申請書のほうを出しております、それで内容は確認しております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第75号について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第75号、指定管理者の指定についての件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、指定管理者の指定について、執行部説明をお願いします。

安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 議案第76号、指定管理者の指定について、提案内容の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、筑紫野市文化会館の指定管理者を公益財団法人筑紫野市文化振興財団に指定する内容となっております。

議案書79ページ、80ページ、提案内容補足説明書は67ページとなります。提案内容補足説明書にて説明させていただきます。67ページ御覧ください。

現在の指定管理者受託団体である公益財団法人筑紫野市文化振興財団につきましては、平成18年度の指定管理導入時から現在まで、効率的かつ安定した運営を行ってきた実績があります。また、当該団体は、市民の文化的生活の向上及び地域文化の振興に寄与する公益的事業を行うことを目的として、本市が100%出資して設立された法人であり、文化政

策意図を十分に理解した上で事業に反映できる技術と能力を備えており、管理施設を文化芸術の発信拠点とし、市民の視点に立った公益的事業等を展開することが期待できるところです。

このことから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、以下のとおり指定管理者に当該団体を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

管理を指定する施設につきましては、筑紫野市文化会館。

指定管理を行う期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

以上、指定管理者の指定について、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） ここも一緒ですけども、物価が高騰してて人件費も上げにゃならん、これ幾らかそういうことは考慮されているんですか。報告にお話になかったの。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらにつきましては、今回の12月議会の債務負担行為、こちらのほうで上げさせていただいております。金額は、5年間総額で5億4,868万8,000円。前回から約20%の増額となっております。主な理由に関しましては、人件費、こちらの高騰、それから物価高騰、それから委託費の上昇というところになっております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第76号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第76号、指定管理者の指定についての件を原案のとおり可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時 37 分

再開 午後 2 時 38 分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第80号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件について議題といたします。

坂田部長がお見えになっておりますので御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） お疲れさまです。健康福祉部、坂田でございます。

本委員会につきましては、健康福祉部、議案第80号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、それから所管事務報告としまして、介護サービス事業者に対する行政処分について、筑紫野市福祉情報ナビ（ちくしナビ）について、それから重層的支援体制整備事業について、それから所管事務調査といたしまして、本市医療・介護分野における「とびうめネット」の普及状況と今後の方針、同じく身体障害者手帳（3障害）の登録（発行）状況について、以上6件について御説明をさせていただきます。分かりやすい説明を心がけてまいりますので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案第80号、以下4件につきましては、所管課である高齢者支援課職員が説明のため参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 高齢者支援課長の谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 高齢者福祉担当の係長で真鍋と申します。よろしく申し上げます。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしくお願ひします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋でございます。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（坂口勝彦君） 本件について執行部から説明をお願ひいたします。
谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第80号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書は18ページからになります。提案内容補足説明は75ページをお開き願ひします。まず、補正予算書の18ページです。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億520万1,000円とするものです。

提案内容補足説明75ページに沿って歳出予算補正の主な内容を説明いたします。補正予算書は26ページになります。

2款1項3目施設介護サービス給付費についてです。特別養護老人ホーム等の介護施設の利用に関して給付するものでございますが、年間利用見込み件数の減少により2,834万4,000円を減額するものでございます。

2款2項2目地域密着型介護予防サービス給付費についてです。グループホームなどの施設の年間利用見込み件数の増加により1,027万円を増額するものです。

次のページをお開きください。

介護予防住宅改修費についてです。手すりの取付けなど住宅改修に対する支給の年間申請見込み件数の増加により249万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入予算補正の主な内容を説明します。補正予算書は24ページになります。

4款1項1目介護給付費負担金の現年度分は歳出として説明しました施設介護サービス給付費の減額に対する国庫補助金として193万7,000円を減額するものでございます。

5款1項1目介護給付費交付金の現年度分につきましては、歳出として説明しました施設介護サービス給付費の減額に対して支払い基金交付金、これは40歳から64歳までの保険料に当たるものですが、261万5,000円を減額するものでございます。

6款1項1目介護給付費負担金の現年度分は、歳出として説明しました施設介護サービ

ス給付費の減額に対する県の補助金を121万1,000円減額するものでございます。

続きまして、第2条に定めます債務負担行為について説明を行います。補正予算書の20ページをお開き願います。

こちらにつきましては、令和8年4月1日より業務や事業を開始するために今年度中に契約締結が必要なことから、債務負担行為として計上したものでございます。

1番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託（通所型サービスC）は、運動機器を使ったリハビリテーションで期間集中型のサービスの委託料でございます。

2番目の食の自立支援事業委託は、見守りが必要な方を対象にお弁当の配達を委託する業務でございます。

3番目の紙おむつ給付サービス事業委託は、在宅で生活しており紙おむつを常時必要とする市民税非課税の高齢者に紙おむつを配達する事業でございます。

4番目の認知症初期集中支援チーム事業委託は、福岡県認知症医療センターに設置している認知症初期集中支援チームの委託料でございます。

5番目に、介護保険納入通知印刷製本費は、令和8年度の介護保険料の納入通知作成費でございます。

6番目の事業者台帳整備管理システムソフト使用料は、地域密着型事業所の指定事務に関する台帳管理のためのソフト使用料でございます。

7番目の地域包括支援センター事業委託は、地域包括支援センター3か所の運営委託料でございます。

以上、議案第80号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第80号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第80号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、所管事務報告、介護サービス事業者に対する行政処分について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 介護サービス事業者に対する行政処分について、報告をさせていただきます。

1、概要。筑紫野市の下記事業所において、介護支援専門員の資格を持つ計画作成担当者の勤務実態についての疑義により、当該事業所に対する監査等を実施した結果、人員基準違反及び不正請求が認められたため、行政処分を実施したものでございます。

事業所名は、グループホームたんたん。筑紫野市大字美咲1023番地の2。事業種別としては、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。

運営法人は、社会福祉法人みらいでございます。

2番、行政処分の内容につきましては、指定の一部効力停止3か月、介護報酬請求上限7割と。一部効力停止期間を令和7年12月1日から令和8年2月28日としております。

3番、行政処分の理由につきましては、令和7年4月から10月までの期間において、計画策定担当者として届け出た者が勤務せず、人員基準を満たしていない状況にもかかわらず、本来であれば令和7年6月から9月までの介護報酬を減算して請求すべきところを減算せずに請求及び受領したことが介護保険法第78条の10第1項第8号及び第115条の19第1項第11号に該当したためとなります。

処分の考え方としましては、処分基準としましては、介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準によるもの。

処分程度の決定につきましては、処分基準により判定すると「指定の全部効力停止」相当となりますが、利用者保護の観点から処分程度を変更することが可能であるため、今回「指定の一部効力停止」に変更し、処分を決定したものでございます。

5番、返還請求としましては、経済上の措置として、介護報酬の不正請求相当額に加算金100分の40を乗じた額を加えた額を請求したものでございます。あわせて、利用者から

徴収した利用者負担金の過払い分につきましては、利用者への返還を求めています。

返還対象期間としましては、令和7年6月から令和7年の9月提供分で、返還請求額が716万1,578円となっております。

次のページを御覧ください。経過を示しております。

2番、令和7年10月16日に監査（立入検査）を実施しております。その後、国の技術的助言をいただきながら、10月31日に弁明の機会の付与を通知しております。7番の令和7年11月17日に行政処分の決定を市長決裁をいただきまして、21日に行政処分の通知、公表という経過になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） こういうことが起こっている背景のようなことは、どういうふう
に認識をされていますか。聞き及ぶところというか、一般論で申し上げると、介護事業所
の職員が足りないというか、少ないというか、成り手がいないというか、そういう状況の中
でこういうことが引き起こされたのではないかと推察しているんですけど、そういう状況
については、どういうふう
に所管課としては認識をされていますか。あるいは、そういう
状況があるということが分かっているならば、どういう支援を行政として考えられたのか、あ
るいはやられたのか、そういうことを少し説明していただければいいかなというふう
に思っています。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今回の件に関しましては、計画担当責任者がいらっし
ゃったんですが、体調不良により配置転換されております。その後、結果的に退職された
という経緯があるんですが、その後法人としましては、同じグループ内の企業の中から配
置転換を試みられたりとか、採用を試みられたりされてあるところでございます。結果的
に、その計画担当者の穴埋めができない状態で、本来であれば行政のほうに相談してい
ただければ行政指導という形で、7割減算はそのときにしますが、行政処分という形は免
れたんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（上村和男君） そういうのは、通知がこの当該事業所からあなたたちのところに

来なければ気づかないんですか。ふだんはあんまり気づかないですか、行ったり来たりしてから、大変でしょうねって尋ねて行って聞いてみたら、やっぱり大変そうだったって。こういうことが起こっているようだなというように気づいたりすることはないんですね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 通常の指導の中では見つけることは困難であったというふうに考えております。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、筑紫野市福祉情報ナビ（ちくしナビ）について、説明をお願いします。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 文教福祉常任委員会説明資料の3ページを御覧ください。

筑紫野市福祉情報ナビ、愛称ちくしナビについて説明をさせていただきます。

本市は、これまで介護福祉生活サービスなどの情報を民生委員やケアマネジャーに対して紙媒体や個別相談を通じて提供してまいってきたところでございます。しかし、情報が分散していることや更新が遅れることなどの課題があり、市民の皆様に分かりやすく必要な情報をタイムリーに届ける仕組みが求められていました。

こうした課題を解消するために、ここにタイトルのところを書いてあります「医療・介護から地域の支え合いまで」幅広い情報を一元的に発信できるちくしナビというものを開設させていただき、12月1日から運用を開始し、関係者だけでなく一般の方も利用できるようにしておるところでございます。

ちくしナビにつきましては、そのちょっと下のほうに絵が書いておりますけど、介護予防、地域交流の場、家事支援サービス、介護施設、医療機関などに関する情報、これに加えて、例えば弁当の配達などの生活支援サービスだったりとか、介護施設の求人募集、空き情報、こういったものを検索できるようにしております。

筑紫野市ホームページ上でちくしナビにアクセスしていただくと、お住まいの地域や検索ワードを指定した情報を探ことができ、結果を確認することができます。また、地図表示や印刷にも対応しております。

特に力を入れている点につきましては、施設や事業所の空き情報などを迅速に更新できる仕組みを導入したことでございます。これにより最新情報の共有が可能となり、市民の利便性向上はもちろん、ケアマネジャー等の専門職にとっても業務負担の軽減につながるものと期待しております。

続きまして、裏面の4ページを御覧ください。

ちくしナビの運用開始に合わせて、地域の役員や市民の方に対して「みんなでつくる支え合いセミナー」というものを開催させていただいて、このちくしナビの周知を図っていきたいと思います。

セミナーでは、開発を担当したカシオ計算機株式会社の職員より、ちくしナビの活用方法を説明いただくほか、株式会社くまもと健康支援研究所の松尾さんを講師に招き、住民同士の支え合いの仕組みづくりについて御講演いただく予定でございます。筑紫野市の社会資源を学びながら、地域で少しずつ助け合う仕組みを一緒に考えていける内容として企画しております。

これにあわせまして、介護事業所とかケアマネジャー、こういった関係者の方々と民生委員の方々につきましては、せんだって説明会等を開かせていただいております、こちらのほうも周知をさせていただいているところでございます。

議員の皆様におかれましても、ぜひ御覧いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。検索窓で「ちくしナビ」と検索していただければ見れるようになりますので、感想等御意見いただけたらありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、所管事務調査、本市医療・介護分野における「とびうめネット」の普及状況と今後の方針について、説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 本市医療・介護分野における「とびうめネット」の普及状況と今後の方針について、御説明させていただきます。

先ほどまでの資料の5ページを御覧ください。

「とびうめネットとは」というところに書いてありますが、福岡県医師会診療情報ネットワークのことでございます。この事業の目的は、福岡県で安全安心な地域医療を支援するために、かかりつけ医を通じて医療情報を事前に登録することで、体調を崩すなどの緊急時に他の医療機関等に搬送された場合、迅速で適正な医療を支援する情報ネットワークでございます。

次に、このシステムの概要と導入の効果について説明させていただきます。とびうめネットは、救急医療支援システム、多職種連携システム、災害時バックアップシステムという三つのシステムで構成されています。

救急医療支援システムは、かかりつけ医が患者の病名、病歴、内服薬、アレルギー、緊急連絡先などを患者基本情報として登録することで、体調を崩して救急搬送された場合、救急搬送先病院が登録された患者基本情報を参照して診療を行うことができるシステムでございます。

具体的には、下に書いております救急医療支援システムの活用というところにありますが、患者登録した人はとびうめネットのカードを携帯していただきます。患者情報はカードの裏の二次元バーコードを読み取ると情報収集ができるようになっています。特に関係者の連絡先とかいう情報につきましては、このシステムに記載されているところの特徴でございます。

次に、多職種連携システムは、登録された患者の基本状況の多職種による共有やSNS機能を利用した多職種による情報をリアルタイムに共有する機能でございます。具体的には、患者に関わる特定の専門職でチーム編成をして、厳重なセキュリティで保護されたネットワーク上で治療に関することや在宅生活の状況を情報交換できるシステムでございます。

下の米印2のところが多職種連携システムの利用開始までの流れの図を示しております。医療機関登録をしたかかりつけ医になりますが、ここで患者の同意を得て患者基本情報をとびうめネットに登録します。在宅医療で関わる訪問看護やケアマネジャーとの関係機関をチームとして申請すると情報交換ができるという流れになっております。

災害時のバックアップシステムにつきましては、把握したデータを福岡県医師会のデータセンターへバックアップすることで、大規模災害等の際に活用するシステムでございます。

裏面の6ページを御覧ください。普及状況について説明させていただきます。

一番下に筑紫地区の全医療機関に対しての登録医療機関数と緊急時紹介先医療機関数をまとめております。

緊急時紹介医療機関とは、とびうめネットで緊急時に受入れが可能な医療機関として登録された医療機関で救急病院が多く登録されています。

また、本市のとびうめネットの登録患者数は令和7年12月2日時点で273名と聞いております。

表を見て分かるとおり、登録医療機関、緊急紹介先の医療機関、筑紫地区どこにおいてもかなり少ない状況となっております。

今後の方針についてでございます。とびうめネットは、救急搬送、在宅医療・介護連携を図る上で広域で対応することで効果が高まります。多職種連携システムについては、筑紫地区在宅医療・介護連携推進事業で下記の課題について協議しており、今後この中で検討をしていく予定でございます。

現段階での課題は、登録医療機関が少ないこと、とびうめネットの活用がうまくできていないこととなっております。この理由を把握するために、令和7年1月に筑紫地区の医療機関や在宅介護に関する関係機関にアンケート調査を実施したところ、アンケート調査では、「とびうめネットを活用したことがある」という方は12%、「とびうめネットは知っているが活用したことない」という方は56%でございました。活用してない理由として、「活用する機会がない」「活用する必要がない」「忙しい」という回答が多く、とびうめネットの活用方法の普及啓発については、今後協議を進めていく必要があると考えております。

課題の3、類似ツールがあるにつきましては、筑紫地区においても類似ツールを使用している医療機関もございます。関係機関は複数のツールを使って情報交換をしている現状であることから、各ツールの比較等の調査、こういったものも必要になってくるというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君）　登録医療機関が少ないというのが課題に上がっていますが、医師会とかそういう関係機関とはどんな協議を進めているんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） このシステム自体は、福岡県が福岡県の医師会に委託して独自に進められているものでございます。ですから、直接5市含めて市としてどのようにしたいという協議というのはここ最近まであっておりませんでした、最近になってちょっと啓発を進めていこうという話があります。

ただし、登録の医療機関が少ない原因、こういったものについては、何らかの方針を県の医師会のほうにも改善してもらうようお願いすることが必要じゃないかなということで、今その取組をやっているところでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） そういう協議をするときに、筑紫医師会とは話し合われているんですか。やられていれば、どういう話があったとかいうのが分かれば。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 筑紫医師会と5市の高齢者支援課の担当者としてとびうめネットの状況等については報告を受けているところでございます。それについての懸念というのは、筑紫医師会のほうにお話をさせていただいて、筑紫医師会のほうから県の医師会のほうに伝達がされているというふうに思われます。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはございませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 市としては市の登録患者数を増やすと、ただそのためにこの登録医療機関を増やさなければ、要は使える病院が少ないというところで、あまり意味がないものになってしまうというのはよく分かったんですけど、この登録医療機関を増やすために何か市としてできるアプローチとか、その辺り何かないでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 現段階としては、市民にアピールするという点に関して言えば、やっぱりシステムの使い勝手、そういったものについて再検討していただく必要があるというふうに考えております。その中で、市としてもこういったシステムが広がっていくということはいいことだとは感じておりますので、こういった形で協力ができるかというのは考えていきたいなと思っております。ただ、5市共同で話をしていますので、5市合わせて議論を深めていきたいというふうに思います。

○委員長（坂口勝彦君） ほかはないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後 3 時05分

再開 午後 3 時06分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱崎部長がお見えですので、御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） お疲れさまでございます。所管事務報告に入らせていただきます。学校教育課より説明職員参っております。自己紹介をさせていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） お疲れさまです。学校教育課長の江中でございます。よろしく願いいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 同じく学校教育課、教育指導担当係長の山下と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） いじめ・不登校の現状と課題及びその対策についての説明をお願いいたします。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、いじめ・不登校の現状と課題及びその対策につきまして、説明させていただきます。

右下に資料のページを振っておりますので、そちらのまず2ページ目をお開けください。

いじめの現状についてです。まず、「いじめゼロ」から「いじめ見逃しゼロ」へということ、令和2年10月22日に文部科学省が通知がありまして、そこから一部抜粋したものをそちらに記載しておりますが、文科省はいじめを漏れなく認知するためには、積極的な認知を行うとともに学校を挙げて早期発見に向けた取組を行うことが重要である。文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。いじめの防止等の対策は、いじめが行われなくなるようにするを旨として行われなければならないが、認知すべきものは適切に認知し、対応しなければなら

らないと通知をしております、これをもっていじめに対する早期発見・早期対応の意識が高まりまして、本市におきましても、「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しゼロ」の取組を積極的に行うよう学校にお願いしているところでございます。

3 ページを御覧ください。

こちらが本市のいじめの認知件数と認知率の推移でございます。小学校、中学校それぞれ令和元年から6年までの件数、認知率、あと全国の認知率を記載させていただいております。

小学校につきましては、認知件数は6年間で10倍以上の伸びを示しております。認知率は全国平均の約1.7倍となっております。

中学校におきましても、認知件数は4倍以上の伸びがございますが、認知件数、認知率については、ここ2年下降傾向となっておりますところでございます。

次のページを御覧ください。

本市においては、いじめの深刻度別に認知件数を把握しております、そちらが令和6年度のいじめの認知における5段階レベルの認知件数を記載しております。

深刻度が浅いレベル1の単発的に起こった言葉によるからかいや無視などから、深刻度が深いレベル5、万引きの強要、けがを伴う暴力等の触法行為が発生するいじめ、被害者が不登校に陥る状況になるいじめ、重大事態になるようないじめですね。こちらまでのレベル分けをしております、右側に6年度の小中学校別の件数を記載しております。

見てもらって分かるように、小学校におきましては、レベル1の部分の件数が圧倒的に多い傾向でございます。あとレベル4、レベル5の深刻ないじめ等は発生していない状況でございます。

その下に、いじめレベル3以上の件数、過去3年分を記載させていただいております。こちらにつきましても、レベル4、5に当たる深刻ないじめ件数は、ここ3年間は発生しておりません。

重大ないじめ事案は減少傾向にありますが、中学校のレベル3の件数が令和4年度に比べると半減しておりますが、昨年と比べるとちょっと増加傾向にある状況でございます。

次のページを御覧ください。

統計データから見えることとしまして、いじめ認知率がここ数年大きく増加しております。軽微なものを見逃さないことが重大化につながらないという、いじめに対する意識変革が各学校において進んでいるものと思っております。

あとは、やっぱり発達年齢が進むにつれて認知件数が減っているという状況です。

あと、いじめレベル別に見ると、小学校は、先ほども説明しましたが、軽微なレベル1がほとんどですが、中学校はレベル2、3が小学校に比べて多くなっておりまして、中学校がいじめが重大化しないよう注意が必要です。

こちら認知率が低い学校や特に中学校におきましては、今以上の早期の積極的な認知を校長会とか研修会を通してお願いしておるところでございます。

あと、いじめ対応に係る主な課題としまして、そちら2点挙げておりますが、現在SNS・ネット上のいじめなど、事案の複雑化とか影響の広範囲化が進んでいる状況であります。

あと、いじめの内容が軽微であっても、保護者の対応や初期対応を誤ると、過剰な要求とか、自主的な登校拒否とか、法的措置の対応とか、問題が長期化・深刻化するという状況がございます。

次のページを御覧ください。

以上のことから、いじめ対策に係る本年度の取組の重点ということで、そちら4点挙げさせていただきます。

まず、重点1として、軽微ないじめも見逃さない組織的かつ積極的な認知体制の充実を行っております。内容としましては、市のいじめアンケート、これは毎年、年2回取って把握をしております。そちらも継続を実施しております。

あと、各学校においても生活アンケートということで、約月1回程度実施して、いじめ等があるかどうかの把握をされておりますので、その継続。

あと、教育相談ということで、担任による児童生徒一人一人面談を行って、そういうのを実施しながら軽いいじめも見逃さない状況を把握しております。

あと、県がいじめに係る調査ということでFF調査というのを提供しておりますので、その実施も今年度も行っておるところでございます。

続きまして、重点2です。「学校のいじめ防止基本方針」に基づく早期対応・組織的対応です。もしいじめが発生した場合に、担任などが1人で対応するのではなくて、校内委員会などによる組織的な対応を行うようお願いしておるところです。また、必要に応じて教育委員会や専門職——スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した対応を行っております。

続いて重点3、「生徒指導提要」の新しい理念に基づく支援・援助及び研修の充実とい

うことで、令和4年に生徒指導提要が改定しておりますので、それに基づいた支援・援助を行うというところで、研修というところで、市いじめ・不登校対策研修会を年3回、生徒指導担当や登校支援員を対象に実施しておるところでございます。

あと重点4として、保護者の納得を図る最終解決段階におけるぶれない対応の徹底ということで、先ほども申しましたが、初期対応とか保護者対応を誤ると長期化とかにつながりますので、市の管理職研修などにおいて、実際にこういう事例で初期対応が誤ったのでこういうところまでに発展してしまったというところで、実際に起きてしまったところの教頭先生のほうから発表をしていただいたりとか、それに対する指導主事による指導助言とかをしていただいたり、あと実際やっぱりそういう事例が発生した場合に、指導主事や教育委員会職員による対応の支援などを行っているところでございます。

これらによりいじめ対策を行っている状況でございます。

次のページ開いていただきまして、続いて不登校の現状についてです。

8ページを御覧ください。

こちら、今年の10月29日に令和6年度の文科省調査の結果が公表されております。こちらは新聞やニュースでも報道されておりますが、不登校が最多で小中35万人、12年連続で増加というところで、下のグラフも見ていただいて分かるように、全国的に不登校というのは増加傾向にあるところでございます。

9ページを御覧ください。

こちらは本市の不登校の人数と出現率の推移でございます。こちら小中学校、令和元年から令和6年までの人数、出現率、あと全国の出現率を記載させていただいております。小学校におきましては増加傾向が続いております。6年間で約2.7倍です。中学校よりも伸びが激しい状況でございます。中学校におきましては、増加傾向は持続しておりますが、伸びは若干鈍化しておる状況でございます。ただ、全国との出現率の差は小学校より大きい状況でございます。

次のページを御覧ください。

こちらは先ほどの不登校の方の児童生徒の内訳というところで記載をさせていただいております。一番上の水色の部分は、週3日から4日の登校ができている方になりまして、欠席日数が30日から50日ぐらいの方たちの人数になります。不登校の定義が30日以上欠席された場合は不登校としてカウントされますので、週三、四日登校ができている方につきましても不登校というカウントにされる状況でございます。

その下の黄色い部分、こちらは欠席日数が50日以上90日未満というところで、週二、三回ぐらい登校できている方という形の人数になります。

その下の灰色の部分、こちらが欠席90日以上、出席10日以上の方、月に1回から10日ぐらいの登校をされている方になります。

その下、オレンジ色が出席10日以内ということで、月に1回未満しか登校できてない方になります。

一番下の青色の部分というのが完全に登校できてない方の人数となっております。

見ていただいておりますように、完全不登校の方やほとんど学校に登校できていない児童生徒数はほとんど増加しておりませんが、増加数の多くを占めるのが欠席日数の比較的少ない児童生徒ということで、新たな不登校を生まない支援とか不登校を解消するための支援というところが校内におけるという取組の重要性として増しております。

次のページを御覧ください。

今度は復帰数についてです。不登校から復帰するという形なんです、こちらは週平均で1日以上、通常1か月に4日以上登校できている状況を不登校からの復帰という定義となっております。過去3年間の不登校生徒の復帰状況はそちらに記載しておりますが、不登校児童生徒のうち、小学校では約8割、中学校でも6割を超える方が登校につながっているという状況でございます。

次のページを御覧ください。

以上のようなことから、不登校支援に係る本年度の取組の重点ということで、こちらを4点示させていただいております。

まず1点目、新たな不登校を生まない取組の推進としまして、「不登校予防診断チェックリスト」というのがございますので、そちらの全校実施とその効果的活用を引き続き実施をしております。あと、登校支援員の増員、5名から10名に増加しておりますので、中学校校内適応指導教室の安定した運営と小学校の登校支援の充実を図っております。あと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した相談支援体制づくりも行っております。

次、重点2番目として、中1ギャップの解消を目指した小中連携の取組を推進ということで、中1ギャップというのが小学校から中学校に進級する際に、環境の変化になじめずに不登校に陥ってしまうことがありますので、そちらを中1ギャップと申しますが、これに対応するために、各中学校ブロックにおいて小中学校担当者合同の拡大教育相談委員会

等を定期的に開催をしております。また、市いじめ・不登校対策研修会において、中学校ブロック単位で定期的に情報交換や意見交流を行っております。

続きまして重点3、市適応指導教室の教育支援センターへの移行ということで、本年10月から正式に移行をさせていただいております。組織体制を見直しまして、相談機能を充実させていただいております。センターを中心に関係機関や学校との連携を強化させていただいております。また、その中で「つくし学級」もございますので、そちらにおいても交流とか体験活動の充実を図ってっております。

重点4番目ということで、多様な学びの場の創出のための取組ということで、今年度竜岩自然の家を活用した体験型の活動事業の試行を行っております。こちら詳細は次のページ御覧ください。

こちら事業の目的、竜岩自然の家において、不登校児童生徒に対しまして、自然豊かな環境の中で野外活動や体験活動等の機会を提供することで、知力・体力の向上を図って、思考力・判断力の習得や表現力・感性等を育てて自尊感情・協調性の醸成などを目指すものでございます。

今年度、つくし学級の入級者を対象に試行的に実施してございまして、9月に1回目を実施してございまして、そちらに載せている写真はそのときの写真でございます。このときは7人参加をしていただいております。今年度については、残りあと2回程度実施したいと考えておるところでございます。

このようなことを通して、不登校対策、今年度重点的にしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 2点質問させていただきます。

一つ目が、こちらの5ページになります。このレベル1から5というのがあると思うんですけど、このレベル5になって初めて被害者が不登校に陥る状態になるいじめというふうに書かれていると思うんですが、ただその手前にレベル5、万引きの強要とかけがを伴う暴力と書いてあるんですけど、これ僕の場合は、例えばレベル1とか2からでも不登校になるって、別のページにもちらっとあったと思うんですけど、そういう事案も結構多

いんじゃないかなと思ってまして、例えばこれ今レベル5はゼロ件、ゼロ件というふうになっているんですけど、レベル1とか2で不登校になっちゃった人もレベル5としてカウントされているのでしょうか。ちょっとまずそれだけ。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、いじめが直接的な原因で不登校に陥ってしまったというところになればレベル5という形になりますので、今言った部分ということになればレベル5にカウントされる形になるかなと思っております。

以上でございます。まあ、30日以上というところはありませんけど。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 分かりました。

もう一つが、この10ページになります。ちょっとこれはシンプルに分からなかったので質問なんですけど、例えば小学校の出現率と全国の出現率というのがあると思うんですけども、この令和1年から6年まで、出現率微増していますけど、この出現率の計算って分母はそのとき、例えば令和6年が今出現率3.6%だと思うんですけど、本市がですね、これはその令和6年の全生徒数が分母で、分の218ということでしょうか。それは全国でも、全国のその年の対象生徒数分の出現人数ということでもいいでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちら延べ人数ではなくって、1人の方が30日たって不登校になって、また復帰して、また30日たって、また不登校になっても、その場合は1カウントになります。同じ方が何回も不登校になっても1カウントなので、実際の人数の不登校者になりまして、分母は市内の児童生徒数という形になります。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） さっき一つ前のいじめのところでもちょっと思ったんですけど、全国との比較というところでこのグラフつくられていると思うんですけど、例えば本市って子どもの数そんなに減ってないと思うんですよね。ただ全国ってもっと少子化して行って、多分実人数分でいくとまた全然話が変わってくるのかなと思ってまして、物すごく過疎化している地域で小学生が500人いた地域が5年後に300人になっていたら、それは出現率変わってくるところもあると思う。何かこの単純比較ってできないんじゃないかなというのは、それはちょっと単純に思ったので、全国と比較するというよりも、今いろいろ新たな取組進んでいると思うんで、いじめのまず認知と。あとは、いじめの認知件数は

上げていっていいと思いますけど、不登校はやっぱり下げていく方向が望ましいとは思っているのですが、そこを取り組んでいただければと思います。意見です。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 不登校の原因のようなことは、いじめもありましょうが、学校だけでなく地域だったり家庭だったり様々なので、カウンセリングをやってくれる担当の人の働きというか役割が重要だと思うんですけども、そういう皆さんは今の筑紫野市の不登校状況について、個別にも考えられているでしょうけども、教育委員会としてそういう人たちの意見をどんなことを聞いていますか。あるいは、こういうことが大事ですよというようなことがあって、何を検討すべきなのかというのが鮮明ですかということが最後的には聞きたいところなんですよ。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 不登校につきましては、特に思春期の生徒さんが多いので、家庭内のこととか学業のこと、あと生活リズムの乱れとか、あとは友人関係とか、人それぞれいろんなものが複雑に絡まって不登校に陥る方がおりますので、カウンセリングをする中でも、その原因というのを、各自に違いますので、それぞれの不登校の要因に応じて、組織的に学校のほうでカウンセラーとか、市のほうも含めて組織的に一人一人の、不登校の原因に応じて対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 不登校支援に係る本年度の取組の重点というふうに示してありまして、重点1から重点3まではいわゆる大人たちの取組だろうと思いますけれども、重点4が実際子どもたちの体験の手法ということで見ているんですけども、その前の不登校数から復帰数という表があって、結構、結構と言ってもあれやけど、復帰数、まあまあ復帰されてると言われたりしますけれども、無理やり復帰することもないかなという気がするんですが、結構復帰されているから、これどういのがきっかけに復帰につながったのかというのはありますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、休んでいる、不登校になっている方それぞれに対してどういう対応をしていくのかというところは、学校で組織的に検討して対応しているところもありますよ、10ページ、表がありますよ、不登校の方の。一番上の方、

週3日から4日登校ができているという方は、ずっと週1日休んでいくと30日カウントされると、そこで不登校ということでカウントされるんですね。ただ、週三、四日登校できているので、結局復帰のところ見ていただければ分かるんですが、週平均で1日以上、1か月4日以上登校できたら今度復帰というところでカウントされるので、こういう方たちは不登校でもカウントされるし、すぐ復帰としてもカウントされるという形の方も結構おられます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 関連、はい。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ということは、不登校の人数の出現率の推移というグラフの例えばグレーの分とオレンジの分と青の分ぐらいの人たちというのは、復帰にはまだ至らない人たちが多いということでしょうかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、グレーの方については月一度出席されていれば復帰ということに数えられる可能性、一月4日以上か、月に1から10日の登校ができている方になりますので、4日以上登校している方もこのグレーに入っているので、このグレーの部分の方は復帰にカウントされている方もいれば、復帰にカウントされていない方もおられるという形で、その下の部分は復帰はカウントされていないという形になると思っております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 上村委員。

○委員（上村和男君） さっき聞いた中で答えが返ってこなかったんで。そういうカウンセリングとかやっている人たちが、こういうことができたらいいなとか、こうしてほしいなとか、教育委員会に何か言ってきてるようなことはないですか。あるいは、現場の対応の中でこういうことがあるといいなって、幾つか工夫されて竜岩でやっているとか何か工夫だと思うんですけども、そういうことを含めて何か現場の意見とか要望みたいなのはありですか。

何でこんなこと言っているかという、学校が組織的こうやっていたって、効果を上げるときは無駄なときと、かえってよくないときとかいろいろあるんですよ。だから、現場、現場で現場の人の意見や問題意識を大切にしておかないと、無駄な動きとか余計な動きということになりかねないので、そこいらの意見はどんなのかたまには聞かれますか。

たまに聞いたやつでいいですから教えてください。一つか二つでもいいです。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、各学校で組織的にチームを組んでおりまして、その中に市の職員も入ったりしております、スクールカウンセラーから、その人その人個別的な内容を聞いて、この方にはこういう対応をしたらいいのではないかというアドバイスをされておりますので、そこにうちの市の指導主事とかも入って中身を聞いておりますので、そういうところでスクールカウンセラーの意見というところは聞いております。あと、スクールカウンセラーからは活動の報告も上がってきておりますので、そこら辺で全てうちのほうでは把握はできているところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 小学生の不登校数が約30名ぐらいつづ増えているんですけども、要因は人様々というふうにおっしゃられたと思うんですけども、その要因から分析する解決策というのがあるのかということと、今後どうなっていくと予測されているのか。

あと二つありまして、重点3のつくし学級の充実について、もう少し詳しく伺いたいんですけど、規模についてどんなふうに変わっていくのか、変わらないのかという点と、重点4で竜岩の引率者というのはどんな方がされているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちらも登校別の不登校の推移を見てもらったらいいと思うので、右下10ページと書いてあるところを開けていただきたいと思います。左側が小学生の内訳になっておりますが、見てもらったら分かるように、月1日から10日の登校よりも登校できてない方というのはこの3年間あまり増えてなくて、週二、三回は登校できている、週三、四日は登校できているという方の増加が、増えているところが特徴的なかなと思っておりますので、登校はできているところがございまして、登校できなくなるとか、居場所づくりとか、そこら辺が今後重要になってくるのかなと思っております。

あと、つくし学級につきましては、センター化しましたので、センターの方中心に今後充実というところを、10月から始まったばかりですので、充実策というところを図りなが

ら、この体験というのもその一つにはなりますが、今後も引き続き充実には努めていきたいと思っております。

あと引率者につきましては、このつくし学級の方と、あと市の職員も一緒に当日は引率させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ちょっともう一回、副委員長。

○副委員長（春口 茜君） データを見れば、10ページ見たら、週三、四日、週二日の人が増えているというのは分かるんですよ。その人たちは、なぜその1日、2日来れないのか、その要因を調べているのか、そもそも。その要因を調べているのであれば、その解決策みたいなのを考えていらっしゃるのか。ただ相談して戻すではなくて、その解決策というのはあるんですかということと、あと今後どうなるって予測されているのかというのがお答えでなかったのもう一度伺います。

重点3のほうのつくし学級の充実するのは分かったんですけど、広さとかが変わるのかどうかということを伺いたいと。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 解決策というのは、なかなか、先ほども言いましたが、一人一人いろんな理由で毎日来れないというところがございますので、これも先ほど申しましたように、学校チームとして一人一人の不登校の状況を把握しておりますので、無理やり連れてくるということではなくて、登校できているところが重要だと思いますので、不登校に、何というかね、完全不登校にならないような、引き続き登校できるような取組はまずしていかなきゃいけないのかなと思っております。もう毎日登校していかなきゃいけないというところを目指すというのではなくて、きちっと登校を今できておるところもでございますので、個人個人によって、やっぱり登校を勧めたら登校できる人もいれば、登校を勧めると逆に登校しなくなってくるという方もおられますので、そこら辺は個々の方の内容に応じて各学校のほうで対応の仕方というのは工夫して対応しているという形なのかなと思います。

今後どうなるかということですが、今後分かりませんが、この状況からいくと、今後も増加していくのではないかなと思っております。全く登校できないという方はあまり増加はしないとは思いますが、週三、四日しか登校できないとか、そういう方たちについては今後も増加傾向、全国的に増加傾向になってくるのではないかなと思っております。

あとは、つくし学級につきましては、今のところ広さ、今のところで実施をしていくというところで考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後 3 時42分

再開 午後 3 時43分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務報告、日本遺産「西の都」の経過について、職員替わりましたので紹介をしていただいて上で報告願います。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 入れ替わりまして、文化財課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 文化財課長の小鹿野亮でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○保存活用担当係長（川口陽子君） 文化財課、保存活用担当係長の川口陽子と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは、説明をよろしくお願いたします。

課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 日本遺産古代日本の「西の都」の経過について、御説明を申し上げます。

資料はタブレットのほうの5－1及び5－2でございます。まず5－1で御説明を申し上げます。

日本遺産古代日本の「西の都」につきましては、説明資料5－1の上段に記載しておりますように、平成27年度から太宰府市が認定を受けて取り組んでいた単独型から、令和2年度に本市を含む5市2町にシリアル化、広域化をいたしまして日本遺産の認定を受けた

ものですが、この申請に際しては福岡県が中心となって推進するので市町にも協力してほしいという趣旨によりまして、福岡県が事務局となって主導し、構成自治体等もそれに協力してきたものと認識をしております。

そのような経緯から、認定地域から候補地域への格下げにおきましても、直近で起こり得る支障への対応をはじめ、国からの指摘事項の整理と候補地域になったことへの要因分析、これまでの県事務局の体制や取組、また市町との連携や事業運営への反省、今後の方向性やスケジュールの検討、また事業実施の具体的な検討等について、さらに取りまとめが行われてきた経緯でございます。

そういった中で、11月6日に開催されました日本遺産「西の都」活性化協議会におきまして、福岡県が示した今後の基本方針について合意に達し、今後の方向性については、5-1の資料の下段に記載してございますが、日本遺産の認定時と変わらず「西の都」の活動を継続すること、地域が目指す将来像の実現に向けて取り組むこと、日本遺産再申請については基本方針に基づいた取組を進めていく中で、国の制度の動向と地域における機運を踏まえて考えることについて、福岡県の考え方が示されてございます。

これまでの日本遺産に関する様々な検討につきましては、あくまでその延長上にあるわけでございますので、今回示された基本方針によって、これまで以上のスピーディーな対応が求められると考えてございます。そのために、これまでのような各市町の事業実施の集約にとどまらず、福岡県が中心となってより具体的な事業計画の立案、実施サイクルを形づくることが重要であるというふうに考えてございます。

基本方針につきましては、別の5-2の概要資料を御用意してございますので、そちらをお開きください。

カラー刷りのA4の横向きの資料でございますが、その中に示されておりますが、「西の都」の歴史的な特質でありますとか、またその活性化のための連携の枠組み、地域の歴史文化に基づく教育、観光、産業等の多様な取組による地域活性化の意義、またその将来像やその実現のための取組についてまとめているところでございます。

その上で、各市町はそれぞれの特性を生かしつつ、同じ方向性を向いて独自の取組をさらに進化させていく必要があるものと考えており、日本遺産であるかないかにかかわらず、それらの地域の魅力を磨き上げていくことが大変重要であると考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 1枚目の今後の考え方、下段のほうですね、「西の都」と日本遺産の考え方のところ、丸ポチで三つ項目があって、日本遺産の再申請については取組を進めていく中でとありますが、これ恐らく5市2町、合計7自治体あってそれぞれ温度感とかもちょっと違うと思うんですね。その中で、例えば、県としては再申請はまた7自治体でしか、この「西の都」という日本遺産に関してはもう7自治体合同じゃないと上げないというような方向性なのか、それとももしくは5市だけとか3市だけとか何かそこら辺も組み替えれば、そもそも根本的にこの「西の都」というものを見直すというところまで含めて可能性があるのか。何かその辺りが今時点で分かれば教えていただければなと思います。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 今の御質問については、今後の日本遺産の「西の都」の枠組みということにつきまして、これからの協議の中でそういった方向性、具体的にどういふふうに進めていくのかということがさらにブラッシュアップされていくものと考えておりますが、私どもとしても構成自治体だけではなくて民間の団体も入ってございますので、そういったところの枠組みをはじめ、また構成文化財が今30件全部でございますが、その構成文化財自体も見直す必要があるのではないかとということも踏まえて、意見をこれまでも申し上げてきましたし、これからもそういった全体として活性化をしていくために、盛り上げていくための構造をいま一度見直す必要があるやに考えてございますので、その辺りについては引き続き協議を進めてまいりたいというふうに認識を持ってございます。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） ほかありますか。まだこれからも頑張ってくださいって言うしかなんですけどね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午後3時50分

再開 午後 3 時59分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査、小中学校における生理用品の設置状況について、執行部から説明をお願いする前に、出席職員が入れ替わりましたので紹介をお願いいたします。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 説明職員入れ替わりまして、教育政策課より職員参っております。自己紹介をさせていただきます。

○教育政策課長（亀井美和君） 教育政策課長、亀井でございます。よろしくお願いいたします。

○庶務担当係長（末次勝也君） 教育政策課、庶務担当係長の末次と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） お願いします。

それでは、説明をお願いいたします。

課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 調査事項、小中学校における生理用品の設置状況、配布状況についてということで、資料を出させていただいております。

まず、この資料につきましては、前提としまして過去に取りましたアンケート調査、また追加での電話聞き取りを行いまして、いずれも各学校の養護教諭の先生方からいただいているものでございます。

まず、生理用品につきましては、基本的には保健室での対応ということにしております。その狙いとしては、ちょっと赤枠で囲っておりますが、やはり体とか第二次性徴ですね、それから生理の悩みにきめ細やかに対応したいということ、それから何か家庭の状況とか困り事、そういったところの把握につなげたいということから、基本的には保健室、養護教諭の対応としていただいております。そして、緊急で使用する、それから困ったときにいつでも使っていいよというふうな呼びかけを徹底しているということでございます。

2番のところでございますが、保健室以外ではどうかということなんですけれども、保健室以外では基本的には女子トイレへの設置状況ということになります。

まず小学校でございますが、11校中3校で設置を行っております。その3校の設置校の状況でございますが、高学年の女子トイレに設置しているということ。また、その聞き取った内容もちょっとお記ししておりますので、お読み取りいただければと思います。

未設置の学校につきまして、右側ですね、こちらにつきましては保健室に来ることが定着しているのでやっていません。1回やったんですけれども、需要がないためやめていましてというところも1校ございました。

それから、2番のところでございますが、中学校では5校中4校が女子トイレに設置しております。設置校の状況としまして、これは私が、すみません、どうしても御紹介したかったので、1校では、右に写真を載せておりますけれども、生徒が生理用品を入れる箱をデコレーション、デコって「シンデレラボックス」と名づけて、生理に明るいイメージを持たせるきっかけになったとか、あとは寄贈で始まった、ちょっと欄外に書いておりますけれども、こういった設置を行っているところについては生理用品の寄贈がございましたので、これをきっかけに取組を始めているんですけれども、そういった寄贈に対する感謝の声が生徒たちからも聞かれていますということでございました。

未設置校の状況としましては、保健室にもらいに来る生徒がそもそも少ないんですということでございます。

報告といたしましては、学校の状況に合わせて養護教諭を中心に、きめ細やかな対応、それから教育的な狙いも持ちながら、配布、設置を行っているという状況でございましたので、お尋ねの回答とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君）　未設置のところがいっぱいあるんですねというね、何でやろうかっちゃん、ここにも書いてありますが、それでも何で未設置にしているのかというね。保健室に行かなくちゃいけないんでしょう。だから何でという、うん、聞かせていただければと思って。

それから、中学校はもう4校できて1校だけですから、ここも何でやというようなね、何ですかって聞かないといけないって言われていますので、お願いします。

○委員長（坂口勝彦君）　課長。

○教育政策課長（亀井美和君） ちょっと重複するところあるかもしれませんが、小学校については需要がなかったということもあります。あと五、六年生、対象者がそもそも少ないということもあって、あとここで初めてナプキン、生理用品を見たという子どももいるそうです。そういうこともあって、やはり先生からの説明をしながらとか、質問に答えながらということを中心にしたいということで、まずは保健室に取りに来てもらうということを中心にしているということでございます。

あと、ちょっと先ほど飛ばしたんですけども、未設置の状況、小学校のほうの管理の難しさがあるというところを書いているんですが、必要な分だけ自分で判断して取っていくということがまだ小学生の段階では難しいというふうなお話も聞きました。

あと、中学校の未設置校の状況なんですけども、少ないということもあるんですけども、私もちょっと疑問に思ったので、要望とか声はありませんかというふうに聞いたら、今のところないのでこの対応でやっていますということございました。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 学校それぞれの判断で運用がなされていると思うんですが、いわゆるこういう生理用品というのは、市として充足されるような措置がされているんですかね。要は足りなくなるからというような理由で未設置とか、そういうことが背景にはあるのかと聞きたいわけです。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 予算的には医薬材料費ということございまして、それで足りない、お金がないからそういったことをしてないということではなく、やはり狙いというか、養護教諭の方お一人お一人に話を聞いて、本当にきめ細やかにやりたいということをおっしゃる方が多くて、置いていて、もちろん保健室で先生に言うのが恥ずかしいとか、幾つも取っていくのがためらいがあるとか、そういったこともあるかもしれないんですけども、そういったもし困った状況にある子どもさん、生徒がいるんやったらそういった子どもたちのことを把握したいし、恥ずかしさとかもそういったものを養護教諭の方としては何でも受け止める体制でいるので、そこら辺は気軽に来てくださいねというふうな貼り紙とか実際見てきたんですけども、呼びかけを常にやっているということではございました。金銭的な問題で取り組んでないということではない、ポリシーを持ってやってらっしゃるということでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 課長がこれいいなということで取り上げていただいたこのシンデレラボックスを残りの4校にこういうのはいいよとか、広めたりみたいな、そんなのはお考えはないでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 私もいいなと思って御紹介はしたんですけど、これですね、ぱっと開けると、中に「頑張ってるね」というシールが貼ってあって、本当ほっこりしていいなと思いました。ただ、もうそれぞれの学校での取組ではございますので、強要するものではないんですけども、養護教諭の皆さんの月に1回集まり、養護部会というのがあるそうですので、そういったところで共有というのはいいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） いろいろ工夫してもらってね。

副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 先ほど委員からの質問の回答で、必要な分だけ取っていくのが難しいとか、幾つも取っていくのがためらいがあるというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、さらにお金がないからではないというふうにおっしゃっていて、例えばですけど、そういった教育とかって保健の授業とかで入れていないんですかね。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 授業の中身の具体的などころまでは聞いてないんですけども、例えば小学校で言うと、この生理用品とか体の仕組み、生理のことについては、自然学校、泊まりがけで行く前に必ずお話をされているというふうには聞きました。また、保健だより等で「ためらいなく来てね」というふうなことも呼びかけてあるということです。

もちろん授業でも性教育とかそういったことをしっかりやっつけらっしゃる、その中であっているとは思いますが、ちょっと授業の内容まで把握しておりません。呼びかけはしっかり行ってあるということでございます。

○委員長（坂口勝彦君） 副委員長。

○副委員長（春口 茜君） 学校によってばらつきがあって、特に小学校に設置されていない状況で、設置している学校ももらいに来ることに抵抗を感じている子にはよい取組で

あるというふうに答えている方もいらっしゃるって、一方で需要がないからやめたというのと、ちょっと何で学校によってそんなばらつきがあるのかなというふうに思っていて、需要がですね。多分需要はあるとは思うんです。私も小学生に聞いたことがあるんですけど、保健室だと取りに行きづらいという子がいて、特に小学生だと周期が安定していないので予測不可能じゃないですか。急になったとして、不快な状態で保健室に行かないといけないうという状況が、学校の指導提要ですかね、としてどうなのかなと思っていて。

人権政策課の観点から言うと、推進しているんですけど、何で学校教育課とこんなに差があるんだろうと、そこもちょっと疑問に思っているところなんですけど、何か普通に置いたらどうかなと思うんですけど。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） そうですね、一律に置いてくださいというのは、ちょっとこちらからは今のところ言っていないような状況。ただ、こういうふうな状況とか意見交換のきっかけには今回御質問いただいたことでなるのかな。今回は状況の確認ということで、それぞれの先生方、養護教諭の先生方のお考えを聞くというところにとどまっております。

ちょっとすみません、人権政策課のほうで推進してあるというのがちょっとよく分からなかったんですけども。

○副委員長（春口 茜君） 男女共同参画の観点から、平等というのを推進していますよね。やっぱり学校のほうでも安心して学べる環境というのを文科省が示しているわけです。その中にやっぱりジェンダーの観点も入っていると思うんですけど、何でここが学校によって進まないのかなと思っていて。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 進んでいる、進んでないというよりも、お聞きした感じだと、確かにおっしゃるようにジェンダー平等とかのことで、どこでも手に取れるような環境というのは本当に望ましいことだと思うし、そうになっていくといいなと思うんですけども、今その社会がそういう状況ではない。小学校の未設置の状況の3番目のところにもちょっと書いてあるんですけども、学校でもしどこでも置いてあったとしても、社会に出たときにそうではないというところもあって、自分のもの、自分の生理用品、自分の体に適したものを自分で用意するということが、今自分の身を守るためのスキルというふうに考えてあるというふうな聞き取りをいたしました。それは一定なるほどなというふう

に思ったので、それで「いや、置いてください」というふうな、今のところそういうふうなことは申し上げてない、それぞれの学校の取組の状況に委ねているような状況です。

○副委員長（春口 茜君） というふうに取り上げられた中で、課長もそんなふうになっているのかなというのがちょっとお聞きしたいんですけど。例えばなんですけど、トイレットペーパー、皆さん使うと思うんですけど、予測して持ち歩かないじゃないですか。必要な分だけ使って、自分で持つとか体に合ったものを使いたいとかかかっていうのはないと思うんですけど、それで言うと自分の体に合うとかかというのとはこじつけというか、別に緊急を要している状況で使いたいという要望なので、何というか、わざわざ自分の体に合ったものというふうな選択肢というのがそんなに必要かなと思って。そんなに自分に体に合ったものが用意されているわけでもないじゃないですか、種類、生理用品自体が。

○委員（高原良視君） 私思うけど、これって基本は家庭やろう、違ふと。学校で全部用意することやないと私は思う。私はね……。（「それは……」と呼ぶ者あり）あんたに言いよらん。家庭やろう。緊急なときの部分やろうもん、これ、緊急とかそういうふうなときのことやろう。だから、家庭でやっぱりいろいろ教育をするんやない、親なり誰かがね。そういうふうな教育するし、家庭で用意して足りない分で学校の部分でということやけ。今言われるように、養護教諭さんの会合が毎月あっているって。その中で学校学校、それぞれの学校の特色もあろうし、伝統もあろうし、教育の流れの中であらうしくさ、そのところは養護教諭の先生方が学校の中で指導してあるしね、私はそんなことないと思うけどな。

○委員（上村和男君） 家庭でやることというふうには認識してますね。いや、意見は意見ですから。教育委員会がそう認識しているかをどうかを聞くんです、今。それで、あなたたちは置かない学校があっても、そうですというふうには言い切れるのかどうかだけ聞かせください。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 今、全然置いてないわけではなくって、そういった緊急のときとかきちんと対応はなされているんですよ。その場所が保健室であるのか、トイレであるのか。また、トイレであっても手洗いの場所なのか個室なのかというそういった差異はあるんですけども、対応とか受皿とか、そういった対策はしっかり各学校で、繰り返しになりますけれども、細やかな目配りの下でやってらっしゃる。それについては、教育委員会としてというか、私は十分にされているのかなというふうに思います。ただ、

先ほど御紹介したこういった例もあるというのは共有していくというのは、何か進んでいくことにもなるのかもしれないなというふうに思っております。

学校に置く、学校の生理用品の対応ということと、あと社会のジェンダー平等という大きなことが一緒に今論じられているような感じがして、そうなるといいなと思う反面、学校では今現実問題、学校の状況、子どもたちの状況に応じた在り方というのは、この状況を私は支持したいなというふうに思っております。

○委員長（坂口勝彦君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ちょっと分かりにくかったから聞くんですけども、もともと生理用品の配布というのは、コロナ禍の例えば学生の食糧支援のような状況の中で、なかなか手に入りづらいと、それと買いづらい、金銭的に買いづらい人がいっぱい出てきたということで、ボランティア活動が出てきたと思うんですけども、今はもうそれを乗り越えて、違う意味での活動のような気がするんですけど、そこはどういうふうに捉えておられますか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長。

○教育政策課長（亀井美和君） そもそものコロナ期、もともとの市への寄贈とかあったのも、生理の貧困というところの対策ということで始まりまして、おっしゃっていただいたように、今論じられているのはジェンダー不平等の解消というところになっているのかなというふうに思います。ちょっと、そうですね、この場で、学校の……、学校から広がるということもあるんでしょうけれども、社会全体で考えるべきことなのかなという思いも一方であって、ちょっとなかなか、すみません、うまく言えないんですけども、今の現状としては……。

○委員（上村和男君） 社会全体とかみんなで考えなきゃいけないというのは反対じゃないんですよ。だけど、学校で今できることは何ですかと。だから、そういう意味で家庭でやることだと思っているのかと、聞いているのはそこなんです。学校でやるべきことはないのかと。だから、そういうものを用意しておけば、選ぶのは子どもたちですから、そういう用意をしないでよいと思っているのかと、保健室に行けばありますよという話で終わるのか、それともちゃんとありますと、用意してありますと。こういう工夫がされている、何か割り箸が置いてあって、あれはあれで面白い話だったんで、面白い話でしょう、あれ。だけど、基本的には用意しておくというのが必要なんじゃないかというのが今の議論になるんですよ。

いいですか。あなたは保健室に行ってもらえばいい、保健室の指導を受けながらすればいいというふうにずっと言い張っているのです。こっちは学校としてしかるべき、置いとく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけよね、私はね。そうすると、意見が違うのかなと。そうすると、教育委員会はそういうふうに考えているんですかと。教育委員会が各学校にそこに置いてくださいと言ったことは一度もないと。何ですか。何で一度も言ったことがないのかと聞くわけですよ、私は。必要はないのかと。

○委員長（坂口勝彦君） ちょっと休憩しましょうか。ちょっと休憩します。

休憩 午後 4 時20分

再開 午後 4 時27分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 本日、この委員会のほうで様々御議論いただきました。それぞれのいろんな御意見あるなというふうに改めて感じたところです。今回こういった場が設けられて、御意見はあったということをしっかり学校のほう、養護教諭の皆さんにもお伝えして、何らかのこれからの方針といたしますか、そういったところにつなげていきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時28分

再開 午後 4 時29分

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査の途中ではありますが、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りいたします。

所管事務報告 1 件と所管事務調査がもう一件ありますので、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 御異議なしと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

それでは、所管事務報告、重層的支援体制整備事業について、所管課が替わりましたので、部長の挨拶に併せて説明職員の紹介をお願いします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 再び健康福祉部でございます。よろしくお願いいたします。

所管事務報告、重層的支援体制整備事業について、それから所管事務調査、身体障害者手帳（3障害）の登録（発行）状況について、以上2件について、説明のため所管課であります生活福祉課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） お疲れさまでございます。生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしくお願いいたします。

○地域福祉担当主事（大野実香君） 同じく生活福祉課、地域福祉担当の大野と申します。よろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） 同じく障がい者福祉担当係長の山内です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（坂田浩章君） よろしくお願いいたします。

○委員長（坂口勝彦君） それでは説明をお願いします。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、所管事務報告、重層的支援体制整備事業について御説明をいたします。

資料のほうを御覧ください。

現在、市では既存の相談支援等の取組を生かしながら体制整備を行う重層的支援体制整備事業に取り組んでおります。地域共生社会の実現に向けた取組として、包括的な支援体制、これを整備することが目的という形でさせていただいております。

下段に図のほうを載せております。

左側の図になりますけれども、これは社会福祉法で規定されています地域共生社会の実現といった概念を示した図になっております。この中で黄色の部分、上から4段目、黄色の部分に包括的な支援体制の整備というものがございます。これが市町村の努力義務となっておりまして、この一つの手段として重層的支援体制整備事業に取り組んでいるところ

です。

右側の図を御覧ください。

これが包括的な支援体制というものを表したものとなっております。地域住民などと支援機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うものとなっております。支援機関が連携して支援を行う機能、それから地域住民等の中で地域で支え合う機能、これらをつなぐ機能、こういったものも含めたところで体制を整備するものとなっております。

ページをおめくりください。

重層的支援体制整備事業の概要についてです。表のほうに五つ事業を挙げております。本事業につきましては、この五つの事業を一体的に実施するといった形で法的に規定はされているものとなっております。上から御説明いたします。

まずは、包括的相談支援事業ということで、地域住民からの相談を幅広く受け止め、御本人に寄り添った形で抱えている課題の解きほぐしや整理を行うものとなっております。

続いて、2点目が参加支援事業ということで、御本人やその御家族が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援となっております。

続いて、3点目が地域づくり事業です。こちらについては、世代や属性を超えて住民同士が交流できるような機会であったり居場所を整備する、こういったものが考えられます。

続いて4点目です。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ということで、御本人さんや御家族と継続的に関わるために、その信頼関係の構築や御本人とのつながりづくりに向けた支援、また対象者を見つけるため、地域の状況等に係る情報を幅広く収集する、こういった役割となっております。

そして、5点目が多機関協働事業ということで、それぞれの支援関係機関の抱える課題の把握であったり、ケースを扱うような形になりますので、それぞれの役割分担や支援の方向性の整理、こういったものを会議形式などで調整等を図っていくような機能となっております。

次に、ページをおめくりください。

これは支援のフロー図といったものをおつけしております。これ一般的な流れとなっておりますので、ケースによっては順番が異なるものも出てまいります。

まず、一番上に①とつけておりますが、まず包括的相談支援ということで各課や関係機

関が相談を受付し、もう少し詳しい内容を確認するという事でアセスメントを行います。そして、複雑化・複合化したケース、要するに重層的支援体制整備事業の対象になるかといったところで、内容等をチェックさせていただきまして、次の2番目の多機関協働といったところに進みます。こちらは重層的支援会議というものと御本人さんの同意が得られなかった場合の支援会議という形で支援を行っていきたいと考えております。

重層的支援会議の内容についてですが、御本人に合ったプランを作成し、各支援機関の役割分担を決めた上で支援を実施して、その結果についてモニタリングをしていくような形となります。

そして、この段階で各課や機関で対応できるのではないかといったケースについては、またここに黄色いので上のほうに向いている矢印がありますけれども、各課に戻すといった形になっております。

そして、次、続いて3番に参加支援やアウトリーチといった機能を記載しております。先ほどの重層的支援会議で立てたプラン、これに基づいたところで必要に応じて参加支援やアウトリーチ等を行っていきます。社会とのつながりをつくるための支援であったり、御本人に合うメニューはどういったものがあるかというところでマッチングをしたり、そういったものがない場合はメニューづくり行ったりといった役割を果たします。

そして、アウトリーチについては、支援が届いていない方に支援を届けたり、また御本人さんの信頼関係を構築——ここが大変重要になってきます。この事業については、相談に乗ってすぐ参加支援等につながって解決するようなものでは決してありません。長い時間かけて御本人と寄り添っていくといったことが必要になりますので、信頼関係をつくるといった大事な機能を持っているところになります。

そして4番目に、地域づくりに向けた支援ということで、地域の中で見守っていける、交流ができるような、そういった場づくりを進めていくものとなっております。

ページをおめくりください。

先ほどお話ししました重層的支援体制整備事業の一つの機能である包括的相談支援事業について、本市ではこのような形で進めていきたいと考えております。

まず市内各課、これは福祉分野外の部署といったものも考えられます。例えばごみ屋敷とか、猫の多頭飼育、単純にごみを片づければ済むといった話ではありません。なぜごみがたまってしまったのかという御本人の背景であったり、御家族の関わり方であったり、そういったものを丁寧に解きほぐしていくといったものがありますので、例えばここは福

祉分野以外の部署が入り口になるといったことも考えられます。

そして、地域で見守り等を行っておられる民生委員さんや主任児童委員さん、そして自治会等地域のことをよく知ってらっしゃるような方々、御近所など多方面からの御相談を既存の窓口でまず受け止めます。

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった4分野の既存の窓口で受け止めるといったところで、ここでは断らないといった形で進めさせていただきたいと考えております。

そして、それぞれの分野で会議体を設けていたり相談機能を持っておりますので、その中で受け取ったケースについて検討し、その結果、必要に応じて重層事業の担当部局に回していただくような形となります。そして、重層的支援会議等にかけてプランニングをしていくような形となります。

総合相談窓口といった考え方もございます。これについても議論をしてみました。設けない理由としては、総合相談窓口を設けるとありとあらゆる相談がそちらに集中してしまいます。そうすると、担当の職員は疲弊してしまいます。今でこそ専門職の職員も増えてきておりますが、やはりいろいろな部署を回って事務の職員がやっぱり多くありますので、いろいろなジャンルのお話が上がってきってしまうと、なかなかそれに対応し切れなくなってしまうということが考えられます。また、本来断らない、属性を問わない相談支援、要するに重層事業で扱うべき複雑化した案件、こういったケースに手が回らなくなってしまうといったことが考えられます。

一方、総合相談窓口とすると、市民にとって非常に分かりやすいかなというふうには思います。ここに行けばいいというのが分かりやすくなりますのでよろしいかと思うんですが、既存の窓口、先ほどの申しました高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の既存の窓口が対応するケースの範囲が狭くなっていってしまいます。重層のほうで、総合窓口で拾ってもらえればいいやといった形になってしまいますので、それぞれの対応力が今後低下していくのではないかというおそれがありますので、現時点においてはこの既存の窓口で受け止めて、みんなで考えていくといった方法で進めていきたいと考えております。

続いてページをおめくりください。

本市の多機関協働事業についてです。多機関協働事業（重層的支援会議等）についてですが、その役割については二つあります。

まずは、支援者の支援ということで、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役、こういったものを行っていきます。それぞれの支援機関が抱え込んでしまって、なか

なか解決まで結びつかなかったケースをここでみんなで検討、議論することによって何かしら解決に向かうのではないかとこのところで支援者支援といった文言を使っているところになります。

ここでは、それぞれの当事者の方たちの内容を確認させていただいて、支援機関がそれぞれの役割分担であったり、どういった支援にするのか、こういった方向性を定めながら、プランの作成等を行っていくこととしております。

現在考えている固定メンバーとしましては、先ほどの福祉の4分野の課、それから関係課として学校教育であったりコミュニティといったところを考えております。また、市の社会福祉協議会や地域包括センター、こちらのほうには入っていただくというふうに考えております。また、ケースによっては児童相談所や警察署、それから法律や医療、教育といった専門機関等にも参画いただきたいというふうに考えております。

多機関協働事業のもう一つの役割として、資源開発があります。それぞれの御本人さんであったり御家族のニーズに対応する社会資源、これが不足していると把握した場合、社会資源の開発に向けた取組を検討いたします。個々のニーズに合わせた支援というのがこの事業の持ち味になりますので、今ある資源の中で少しこれの対象者を広げられないかとか、これとこれを組み合わせたらいいのではないかとか、そういったことを検討するものになっております。

メンバーにつきましては、先ほどの固定メンバー、それから社会資源に関係が深いであろう商工観光であったり農政課という、福祉とは一見関係のないような課の参画を考えております。また、地域資源の関係機関といたしまして、コミュニティ運営協議会や商工会、こういったところの御協力を得たいというふうに考えております。

次に、ページをおめくりください。

こちらが現在進めております準備工程となっております。左側にそれぞれの事業名、そして移行準備の工程を掲載させていただいております。

まず上に、共通といたしましては、この事業をなぜするのかというところの理解が非常に大事になってまいりますので、関係者の方を対象とした研修を開催してまいります。

そして、相談事業、多機関協働事業につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、構成が大体決まってきました。7年度については、これらがスムーズにつなげるかどうかの検証まで行いたいというふうに考えております。

そして参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等の継続的支援事業につきまして

は、今後令和8年度までかけて進めていきたいというふうに考えております。

そして、全ての事業を整えて事業開始をするというのを令和8年度の1月からというふうに考えております。この準備に当たっては、現在主に庁内の検討委員会を設けまして、月1回ペースで協議検討を進めているところとなっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） これ早く欲しかったんですけども、まだまだちょっと準備が大変だろうというふうに思うんですが、私は個人的に、総合窓口みたいな感じで相談がいっぱいある中で、大変さがよく分かるんです、よく分かる。それで、あくまでもこれは最初の入り口は既存の窓口、例えば高齢者とか障がい者とか子どもとか、そこに相談を持ち込むと。そして包括的に支援を行っていくというものですよね。だから、最初の入り口をどこに行ったらいいかという判断が要りますよね。それはどうでしょうか。本人はなかなか判断つかん、またここまでは多分行き着かない人もたくさんいらっしゃると思うんですよ。そのために民生委員さんとか区長さんとか自治会長さんとかという人の力を借りたいというのはそうなんですけど、そこをこの準備の中でいろいろと、何というか、協議をしていくという話になっていくんですか。

だから、どこの窓口で相談を持ち帰ったらいいかというのは、ここの、どこでしたっけ、「4ページ」と呼ぶ者あり）4ページかな、4ページ。包括的相談支援事業についてとところで、民生・児童委員さんとか区長さんとか自治会長さんとか近所など多方面からの相談ということで、その人たちに導かれてその相談窓口までたどり着くということでもいいんでしょうか。

○委員長（坂口勝彦君） 課長から、ちょっと聞きます。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） すみません、4ページのほうで相談支援事業について、本市としてはこのような形で進めたいという形を示させていただいておるところです。既存の窓口、四つ今もございますが、どこでも結構です、どこでも断らないということにしておりますので、大体近いところを選んでいただくのが現実かなというふうには思いますが、お断りしないというところになっております。

まずは、やはり「うちは関係ないから、違うよ」というところで、そこでもう門前払いするでなく、そこからつないでいくということが非常に大事なところかなというふうに思っておりますので、入り口はいろんな形があるかと思いますが、4者で受け止めていきたいというふうに考えております。

○委員長（坂口勝彦君） 関連ですか。じゃあ関連。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ぜひこれ成功させたいというふうに思いますので、協力したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（坂口勝彦君） 高原委員。

○委員（高原良視君） あなたたち、職場の体制的に、人数的に足るんですか。ねえ、部長。こういう事業ね、大変な事業を取り組もうとしよるやない。平成27年ぐらいからあれしよるよね。それをね、体制をやっぱり整備しちゃらんと、部長ね。そうせんと現場の、あなたたちは直接言いんしゃれんけんね、優しかけんね。考えとかないかんよ。

○委員長（坂口勝彦君） 坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 御意見ありがとうございます。まず、基本的な考え方としまして、そういった総合相談窓口を設けない理由というところとちょっと関連はするんですけれども、当然集中してこれに取り組む相談窓口を専門的なものを設けるということになりますと、そこへの人員配置の問題ですとか、各関係課からその人員をどれぐらい引っ張って行ってそこに配置させるかとか様々な問題が生じてくると思います。少なくとも、この重層的支援体制の整備については、各自治体でそれぞれ特色を持って取り組んでいるところがございますけれども、基本的な考え方としては、所管課の体制はそのままの状況で、今でも実は支援会議とかケース会議というのは開いているんですよ。そこに必要な関係課を寄せて支援の内容を検討するというのは日常的にやっているんです。

ただ、ここで言う重層的支援というのは、一番代表的には8050問題とかありますけれども、80歳の高齢者の親が50歳のひきこもりの息子を世話していると。そうなると、基本的にはもう高齢者の分野だけとか、ひきこもりの原因がもし障がい起因するのであれば障がい者の窓口だけとか、そういった単独での解決では到底これはもうその世帯の問題は根本的な解決には至りませんよねという考えの下で各課が判断して、これはちょっと根深いなど、総合的な重層での支援が必要だということで、この4ページの下の方の矢印ですけども、重層的支援会議につなげるという仕組みを取っておりますので、もちろん人材が潤沢であれば、そのほうがこちらとしてもいろんな対策を講じられるわけですけども、まず

はそういった関係機関との連携によって重層の支援につなげていくという体制を想定しておりますので、先進地の視察等も実際やっております、私も久留米市に行ったりとかいろいろ、虫明課長とも一緒に行ったりもしておりますけれども、そこそこをやっぱり動かしながら一番いい理想的な形というのを検証しながらやっているというのが現状なんですよね。ですので、うちにとっても動かしながらやっぱり筑紫野スタイルというものを構築していきたいというふうに考えております。その中で人材的なものが問題があれば、それはもうその都度指摘して解決策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。令和8年度に向けて、事業開始を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

次に、所管事務調査、身体障害者手帳（3障害）の登録（発行）状況について、説明をお願いいたします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、所管事務調査、障害者手帳の登録等の状況について、御説明をいたします。

資料をおめくりいただいて1ページのほうに内容を掲載させていただいております。

障害者手帳3種類ございます。1点目が身体障害者手帳ということで、身体機能に一定の障がいがあると認められた方に交付される手帳となっております。障がいの種類については下に挙げられている9種類となっております。肢体不自由であったり視覚障がいであったり内臓等の障がい等様々なものがございます。等級については、1級、こちらが重度になります。1級から6級、6級は軽度になりますので、六つの段階が規定されております。

続いて、療育手帳になります。こちらは、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳となっております。こちらは5段階の程度が設けられております。

そして、3点目が精神障害者保健福祉手帳ということで、一定の精神障がいの状態にあることを認定する手帳ということで、1級から3級までの程度がございます。

こちら全て本市においては福岡県知事のほうに交付しているものとなっております。

左側の下の段になります。手帳所持者数の推移ということで、過去3年間の手帳の所持者数になっております。令和6年度末時点では、合計で5,695人の方がいらっしゃいます。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、数字のほうは上がっていった状況になりますが、身体障害者手帳については減少傾向という形が見て取れます。

そして、右側の欄を御覧ください。こちら手帳所持者の方の内訳となっております。令和6年度末のデータといったものとなっております。上の図が身体障害者手帳の所持者の方の内訳となっております。それぞれの障がいの種類ごとに等級ごとの人数を掲載させていただいております。合計が3,466人ということとなっております。一番右の欄に18歳未満の方の内数を記載しております。18歳未満は74名といった形となっております。

続いて下の段、療育手帳所持者の内訳ということで、程度に応じた人数をこれも18歳以上と18歳未満の区分もつけて掲載をさせていただいております。

そして、右側が精神障害者保健福祉手帳の所持者数の内訳ということで、同じような形で等級別の18歳を区切りの人数を内訳として出しております。

ページをおめくりください。

これら手帳を所持されている方への支援内容についてです。支援内容につきましては、支援や福祉サービスの内容をこのつくしちゃんとむさしの表紙のものですが、「すこやかライフガイドブック」というものにまとめており、手帳の取得時に窓口で障がいの種別や等級に応じた内容を時間をかけて説明をしております。大体1時間ぐらいかけて説明をさせていただいておりますので、手帳を交付する際にはお時間をあらかじめ用意してきてくださいねということをお伝えをしております。また、同様の内容を市のホームページのほうでも掲載をしているところでございます。

右側になります。この「すこやかライフガイドブック」に掲載している支援やサービスの内容についてでございます。必ず障害者手帳を持っていないくとも受けられるものもございますし、等級によって受けられるもの、受けられないものもございます。それぞれ対象要件等違いますが、掲載している内容の一部でございます。

まずは、障害者総合支援法等に基づく障がい福祉サービスということで、ヘルパーさんをおうちに来ていただいてお手伝い、支援等をしていただくといったものや短期入所であったり、また就労支援のサービス等もございます。

それから、特別障害者手当であったり、市のほうが独自に実施しております重度心身障害者福祉手当、また主に身体の方になりますが補装具費の支給、また福祉タクシーの料金助成、そして民間等のサービスとなってまいります。有料道路の通行料金の割引、NHK受信料の減免等のサービスがございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂口勝彦君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑がある方はございませんか。（「よく分かった」と呼ぶ者あり）分かりました。

ちょっと私が最後にいいですか。

ちょっとこれ資料を出させていただいて、分かりやすい資料を本当にありがとうございました。1点だけちょっと確認したいことがあって、この精神障がい者の方なんですけど、この手帳の更新とか手続とかがあると思うんですけど、これ本人とか家族の心理的に、特にこの精神障がい者の方には課題があるんじゃないかなとちょっと心配しているところなんですけど、市としてどのように認識してあるかというのだけ、確認したいと思います。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） そのような、はい、認識でございます。郵送等でも手続等できるような形で御案内等差し上げているところです。なかなか障がいの特性によっては人が多いところに来にくいとか、今日は行こうと思ったけど次の日は行けなくなったというような状況があるかと思えます。そういった方々に少しでも自立につながるようにならせていただいているものになりますので、寄り添った形でさせていただこうと思っております。

今一つ取り組んでいるのが、申請書類、結構種類がたくさんありまして、手書きで記載をしていただかなければならないんですけれども、そういったものをあらかじめ印刷して、確認さえしていただければいいようにとか、そういった工夫を少しずつ考えているところです。また、全庁的にもDXといったところで考えているところがございますので、障がいの分野、かなりアナログなところが多くて、国県の制度等もあるので、本市が変えられないというところもあるんですが、そういった視点を忘れずに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。ほかはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂口勝彦君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後5時01分

再開 午後5時02分
—————・—————・—————

○委員長（坂口勝彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後 5 時02分